## 国第 百八十 会回 議 憲 査 会 議 録 第 几

	差 -	那么	
	専一君	芝	
	東君	今野	
	大島九州男君	大良	
	大久保潔重君	大角	
参考人	- 信也君	足立	
÷.			委員
	1 克彦君	江口	
事務局側	裕一郎君	魚住裕	
	H 昌司君	西田	
	雅治君	中川	
	1 順子君	: 川 口	
	孝治君	松井	
	哲治君	中村	
	· 寛君	鈴木	
	五月君	江田	
,			幹事
	憲次君	小坂	会長
			出席者は左のとおり。
,			
•	隆史君	宇都	有村 治子君
	侄	補欠選任	辞任
	,		四月二十四日
	和幸君	浜田	自見庄三郎君
	侄 —	補欠選任	辞任
			四月十三日
	大島九州男君	大皂	安井美沙子君
	眞勲君	白白	西村まさみ君
	正行君	直嶋	ツルネン マルティ君
	径	補欠選任	辞任
			四月十一日
ţ	_		委員の異動
	-		
		7	
		7(火翟目)	平龙二十四丰四月二十五日(火翟日)

広野ただし君 中曽根弘文君 佐藤 正久君 斤山さつき君 赃井由美子君 和也君 政人君 俊治君 陽輔君 清成君 正司君 健三君 哲郎君 正行君 輝彦君 眞勲君 隆史君 開会いたします ○会長(小坂憲次君) 人の方々から御意見を聴取いたします。 機構について) 本法制に関する調査 本日の会議に付した案件

山谷えり子君 正明君 一良君 会を代表いたしまして心から御礼を申し上げま ただきまして、誠にありがとうございます。審査 本日は、御多忙のところ本審査会に御出席をい

福島みずほ君 要一君 秀樹君 哲士君 実仁君 公太君 員からの質疑にお答えをいただきたいと存じま 考人、牧原参考人、大石参考人の順にお一人十五 すので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。 賜り、今後の調査に生かしてまいりたいと存じま 分程度で順次御意見をお述べいただいた後、各委 なお、御発言は着席のままで結構でございま 本日の議事の進め方でございますが、井戸川参

ます。井戸川参考人。 それでは、まず井戸川参考人にお願いをいたし

法学研究科教授東北大学大学院

牧原

出君

学院教授宗都大学法科大

大石

眞君

双

葉

町 長

井戸川克隆君

局長憲法審査会事務

情野

○日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基

(「東日本大震災と憲法」のうち、 大震災と統治

ただいまから憲法審査会を

と憲法」のうち、大震災と統治機構について参考 本法制に関する調査を議題とし、「東日本大震災 院教授大石眞君に御出席をいただいております。 院法学研究科教授牧原出君及び京都大学法科大学 この際、参考人の方々に一言御挨拶申し上げま 本日は、双葉町長井戸川克隆君、東北大学大学 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基

これまでの経験を踏まえた忌憚のない御意見を

○参考人(井戸川克隆君) 皆様、こんにちは。こ

の度の原発事故の立地町の町長として本日はお招

せんでしたが、私の思いを述べさせていただきま ら四号機がございます。その中で、今回大きな事 ものですので十分な資料を用意することはできま て、全国四十一都道府県に町民はお世話になって の事故によりまして、私どもは住むところを離れ 故につながったのは一から四号機であります。そ 所の立地が五、六号機、 きをいただきまして、 おります。そんな思いから、今日、大変不慣れな もう既に皆様には、双葉町における原子力発電 ありがとうございます。 そして隣の大熊町が一か

幸福を追求することができないことに大変困って は限度を超えた混乱期に突入したと私は思ってお 何ともはやかわいそうだなと、そんなふうに思っ 望が来るのに対しまして答えを用意することがで ない毎日を送ることは今までありませんでした。 ります。事故は絶対起こらないと強調しておりま て見ております。したがって、現在は、自分で自 ても何にもないよと言う、あの作り笑顔に対して を見付けてくれ、ここでは死にたくないという要 たちが学校から帰ってきて何かあったかいと言っ きないことが非常に困っております。また、子供 したが、実際、見事にその期待を裏切って起きて 分のことができない、したがって自己努力の中で について、今、町民は早く私に、老人は死ぬ場所 しまいました。この事故を契機として、今日まで 一番困っております。これほど信じることのでき なかなか、我々は何を信じていいかということが そこで、レジュメに用意しました憲法第十三条 三月十一日を境にしまして、大変日本という国

かしさの中で困っております。 自分の進路を選択することができない、 放射能を日本の国土に放出しましたけれども、 憲法二十五条におきましても、これは、自分で このもど

りますが。
のままでいいのかということを言われておおりまで町民はおります。常に、町長どうするんが。したがって、賠償請求にしても何にしても、誰に当たっていいのか、本当に諦めに近いようなが、このままでいいのか、本当に諦めに近いようなだ、このままでいいのかということを言われておりませが、加りますが。

大いなと、そんなふうに思っております。
 でいます。支援でなくて責任を果たしていただきいう言葉について、私は納得ができないわけでごいう言葉について、私は納得ができないわけでごいます。
 とおかしな言葉があるなということがあります。
 とおかしな言葉があるなということがあります。
 とおかしな言葉があるなということがあります。

額に不満を抱いております。いいのか私どもが自主的に請求するのがいいのかのないことでありますので、本当に今のやり方がのないことでありますので、本当に今のやり方がのないことでありますので、本当に今のやり方が

しております。が、今回はありません。いずれできることを期待が、今回はありません。いずれできることを期待事故においても速やかに検査する機関があります。それから、事故の検査、航空機やあるいは鉄道

したので、申し上げたいと思います。 そこで、放射能について別紙の資料を用意しま

この資料を作るに当たっては、電離放射線障害 とださい。(資料提示)

痛ましいことが今発生しております。これ以上起

いう中で我慢をさせられ、生活をさせられることでいう中で我慢をさせられ、生活をさせられるこうをしたマークを張ってみました。そうしましたら、ほとんど県土はこのマークだらけになってしまいました。多くの福島県民はこのような中で今まいました。多くの福島県民はこのような中で今まいました。多くの福島県民はこのような中で今まいました。多くの福島県民のの地図であります。福島県内の地図であります。福島県内の地図であります。福島県内の

重ねて御礼申し上げます。 今日、こうして発言の場をいただきましたことを の参考人(井戸川克隆君) 改めて、皆さんには、

目にこの度の事故が起きてしまいました。て明るい町になるところでございました。その境ましたが、もう少しで双葉町も財政再建を達成しましたが、もう少しで双葉町も財政再建を達成しり、双葉町の希望をつなぐために町長になり

思っております。厳しい生活を続けている町民に思っております。厳しい生活を続けていたこと、電源た。まず、地震、津波を予知していたこと、電源が分かれば、次の状態は、少し機械的な知識があればすぐ判断できる者が外部にはいっぱいおります。しかし、情報は後出しにされてしまいました。すなわち、発生から情報を隠蔽されてしまいました。すなわち、発生から情報になっていたこと、電源があればすぐ判断できる者が外部にはいっぱいおります。しかし、情報は後出しにされてしまいました。すなわち、発生から情報になっていたこととでした。すなわち、発生から情報になっていたこと、電源があればすぐ判断できる者が外部にはいっぱいおります。 総理は双葉郡民を国民と思っていますかと私は聞きました。これは、情報を隠蔽されてしまいました。すなわち、発生から情報を隠蔽されてしまいました。するは、表現の状態を規定している町民に関いている町民にの状態を規定している町民にの状態を規定している町民にの状態を表している町民に

で述べさせていただきたいと思います。
・統治する者、統治される者、それぞれの責任のなことも我々にはあるんだということを是非ここなことも我々にはあるんだということを是非ここなことも我々にはあるんだということを是非していただきたいととも我々にはあるんだということを是非していただきたいと思います。

します。 だきたいと思います。どうぞよろしくお願いいただきたいろそろえました資料は後ほどお読みいた

〇会長(小坂憲次君) 井戸川参考人、ありがとう

す。 考人。 お月のではど皆さ 次に、牧原参考人にお願いいたします。 されてい ございました。

○参考人(牧原出君) 東北大学の牧原でございま

をいい。 また、東北大学という仙台にある大学でこの東日たことを で、私の専門は行政学という学問でありまして、んには、 本日は、東日本大震災と統治機構ということ

は大震災の問題について考えてまいったと、その境 共政策大学院という、政策の調査それから提言をした。 行う、そういう大学院で院長という管理職的なポした。 ストにおりまして、学生の安全確保や大学院の復した。 ストにおりまして、学生の安全確保や大学院の復した。 イラ、そういう大学院で院長という管理職的なポレた。 イカットということがございます。それから、私、この時期に、公門長になり 本大震災の問題について考えてまいったということがございます。

(お) 今回のこの東日本大震災、宮城県冲地震がある。 (し) うわけでございます。 ま かの項目に沿って御説明をしたいというふうに思っま かの項目に沿って御説明をしたいというふうに思いま からりまとまる経験ではございませんので、幾つだど とを申し上げたいと思うのですが、どうも簡単に

そういう立場から今日は何か申し上げられるこ

今回のこの東日本大震災、宮城県沖地震があるということは心のどこかに常にありましたけれどを、こういった形での大災害というのはやはり考も、こういった形での大災害ということが被災地の大で見聞をしながら考えるということが被災地の大きには求められたと思います。そして、やはり考をいう場でしながら考えるということが被災地の大きには、宮城県沖地震があるというできない。

その中で、先ほど申しましたが、政策を研究する大学院の院長という立場から、学生の安全確保のだろうかと絶えず身近な問題を検証する必要がのだろうかと絶えず身近な問題を検証する必要があり、それと同時に、地域とそれから日本の復興というものを考えてまいりましたが、政策を研究す

なメディアへの発信というのを求められました。学術的な論説の発表であるとか、あるいは時評的して意見を申し上げる機会をいただきましたし、復興計画の策定に対して、その検討会議の委員とこの過程で、例えば私の場合ですと、仙台市の

しかし、やはり被災状況を見極めようと思っても を関診 非常に限られた情報であったと、これは自分自身 感じておりました。その限られた情報の中で最も 変しながら発言してまいったわけでございます。 変しながら発言してまいったわけでございます。 変しながら発言してまいったわけでございます。 の教育の一環で岩手県と宮城県の津波の被害に こびいうことを言わば模 でいうことを言わば模 でいうことを言わば模 でいうことを言わば模 でいうことであります。

被災が地域や地区で千差万別です。そこからの復興の過程でこれは延々と続いていくのではないかと思います。そういった状況であるにもかかわらず、メディアが余りにも私は簡潔に全体をかわらず、メディアが余りにも私は簡潔に全体をが私はちょっと多いのではないかというふうに感じておりました。どうも、やはりつながりというものをつくる役割を余り果たしていないのではないかという気がしております。

そういった状況の中で何ができるかといえば、そういった状況の中で何ができるかということが必要であり、全体像がおぼけているということが必要であり、全体像がおぼけて地域や国の在り方を構想するかということが必要であり、全体像がおぼと考えていくという必要があるかなと思っておとを考えていくという必要があるかなと思っております。

ておりますが、そういうことを考えたわけですい昨年の六月ぐらいに、復興力を還流しなければい昨年の六月ぐらいに、復興力を還流しなければいがなか進まない地域との間でどうその復興の力が言わばつながって回っていくか、そういうような言わばつながって回っていくか、そういうような言わばつながって回っていくか、そういうとを私は書きましい。

はないかと思っております。がこれから問われていくということは言えるのでいくと、どう目詰まりを起こさないかということかあるいは物資や情報といったつながりが流れてが、やはりこういうある種の回路によって、人と

題を考えながら、その地域の個々の問題、復旧復 ローカルなレベルでは非常に深刻な被災地という うことがあったと思います。しかし、他方で、 いますけれども、復旧を早く終えてやはりグロー 地域に比べると被害は軽かったのではないかと思 ことを考える必要があったと思います。 興の問題に対してどういう提言ができるかという 競争の中に立ちながら、あるいはグローバルな問 いでいくか。つまり、大学としてはグローバルな ものがあるわけで、この間をどういうふうにつな バルな競争に直面していかなければいけないとい がやはり、東北大学の場合、比較的被災の深刻な ますと、まずその大学の復旧という問題が、これ 項目に関して申しますと、まず大学で政策教育を した、政策教育に携わったという点に関して言い そのような全体の私自身の考えの上で幾つかの

と一緒に考えていくということがありました。まして、やはりそういう非常に感性の豊かな学生、大学後すぐに出かけた学生も多かったわけでありますし、被災地へのボランティア活動というのも・避難所で相互に協力したという話を聞いておりも避難所で相互に協力したという話を聞いておりる。

得たと思っております。 場合の最初の段階について幾つかの重要な情報を地自治体への聞き取りを行い、その中で初動から治体の復旧復興の問題を昨年から取り組み、被災治体の復旧復興の問題を昨年から取り組み、被災地の自事実、私どもの大学院は、主に宮城県とか岩手事実、私どもの大学院は、主に宮城県とか岩手

あったと思うわけです。ですから、最初、ある自る被害にその中で対応していったというものであが、非常に遮断された情報経路をどう部分的に感じましたのは、被災地における初期対応という感じましたのは、被災地における初期対応という

であったということでありました。 員が現地に行って情報を収集していたという状態 策本部が機能しなくなると、今度はもう個々の職 りにできたと。しかし、津波が来た後は、災害対 治体では津波が来るまでの対応はマニュアルどお

あるいは、電話回線がつながらないと、そういるわけですけれども、この衛星携帯電話をレンタるわけですけれども、この衛星携帯電話をレンタの、今回は県から借り受けたりしてそれを使用したということでありました。事実、私のゼミの学生が、ある自治体の出身の学生でしたけれども、生が、ある自治体の出身の学生でしたけれども、生が、ある自治体の出身の学生でしたけれども、生が、ある自治体の出身の学生でしたけれども、生が、ある自治体の出身の学生でしたけれども、生が、ある自治体の出身の学生でしたけれども、生が、ある自治体の出身の学生でしたというような話を関いていたのましたので、やはりそういうものを使っていたのましたので、やはりそういうものを使っていたのましたので、やはりそういうものを使っていたのました。

それから、応援の要請に関して我々がヒアリングして得た情報の中では、物的支援については国力によったけれども、人的支援についてはむしろ個々の自治体あるいは関西広域連合のような横の連携が非常に効果的であったというようなでしょうか、その段階に応じてどう国がかかわるか、その段階に応じてどう国がかかわるか、それから、あるいはほかの横の自治体間でどういうふうに連携するかということが違うということが分かったということも非常に興味深いことでございました。

ては検討はする余地があるのだろうというふうにけいうことは、これは非常に多くの私たちのヒアリング先からも確かめられました。埋葬のような、まあ業務というんでしょうか、埋葬のようなとに関して実際に自衛隊がかかわったと、しかし法整備上の手当てがない、しかしこれは非常にもってもらって有り難かった、そういう声も聞きない。それから、やはり自衛隊が極めて有用であったと、はかけい方には、これによった。ということは、これによっては検討はする余地があるのだろうというふうにないうにない。

Uていたという状態| すと、仙台市でございま、7度はもう個々の職| 治体の復興計画の策定にが来た後は、災害対| そして、その上で今度がはマニュアルどお| 感じた次第でございます。

て理解をしていたわけでございます。 に理解をしていたわけでございます。 に理解をしていたわけでございますと、仙台市でございましたけれども、深刻な被 災地域と軽微な被害しか受けていない中心部とが のり、深刻な被災地域は生活再建が課題であり、 でもには宮城県あるいは東北地方を先導し という。 でもには宮城県あるいは東北地方を先導し でででいく、そういう課題があるというふう でででいく、そういう課題があるというふう で理解をしていたわけでございます。

をと思います。
をと思います。
とと思います。
とと思います。
とと思います。
といった、比較的バランスの良い構成で私は議論がされた、比較的バランスの良い構成で私はであるといった、比較的バランスの良い構成で私は議論がされた、比較的バランスの良い構成で私は議論がされて、企業界、マスコミをと思います。

ます。
ここで感じたことが幾つかあります。
ここで感じたことが幾つかあります。

でありました。パブリックコメントがあるわけでそれから二つ目には、やはり市民協働の難しさ

中象を持ちました。 中象を持ちました。

| これらをどう政策的に還流させるのかということ | はないかと、そういった意見が土木の専門研究者 らえていきたいというふうに感じておりました。 時々していたわけですけれども、それを何とかと でグローバルな競争というのをどこかで考えなが が問われているように思います。大学のような場 な地域コミュニティーの単位で活力を維持する、 させていくという問題、それからさらにローカル 道州単位ですね、リージョンの単位で地域を発展 おりますのは、グローバル競争の部門、それから いうのは今後必要になるのかと思っております。 するとらえ方というものもまだまだ冷静な見方と かさ上げすると地域社会がそこで分断されるので うような計画ですけれども、例えば道路や鉄道を り、道路や鉄道をかさ上げして多重防御するとい 応する必要があるのかと。非常に堅固な堤防を造 ます。とすると、やはりまだ、この間の震災に対 はり千年に一度と呼ばれるこの災害にどこまで対 ていくかと、ある種引き裂かれるような思いも ら、しかし地域の問題に対してどのようにとらえ からも一つのコメントとして出ていたわけであり それから三つ目ですけれども、その中でも、 こういったものを見ていてやはり最後に感じて 以上でございます。

○会長(小坂憲次君) 牧原参考人、ありがとうご

○参考人(大石眞君) よろしくお願いいたしま参考人。 次に、大石参考人にお願いをいたします。大石

私は元々仙台におりましたので、昔の宮城県沖

経験がございます。

そういうことで、いろいろ震災について思うことがございますけれども、私、憲法という研究者の立場から何かお話をということでお話を申し上ら、言わば統治機構についての総論的課題を大震ら、言わば統治機構についての総論的課題を大震がございますけれども、私、憲法という研究者とがございますけれども、私、憲法という研究者とがございますが、いろいろ震災について思うこ

ないところがありまして、内閣法あるいは選挙 題もあるかと思いますが、この問題は多分別の機 ゆる国家緊急権あるいは安全保障というような問 の総論的課題といいましても実はたくさんあるわ すが、初めにお断りをしておきますと、統治機構 裕がございませんので。 んですけれども、ここではそこまでは立ち入る余 憲法附属法も全体として併せて考える必要がある につきましては、憲法典だけを見ていては分から り扱ってはおりません。第三に、統治機構の問題 会に検討されるでありましょうから、ここでも取 ん。それが一つのお断りです。もう一つは、いわ いますので、 けです。しかし、このお話を受けてから倉卒の間 ございますけれども、ほぼそれに沿ってまいりま お手元のレジュメというのは大変簡単なもので しかも私の関心に沿ってまとめたものでござ あるいは典範もそうですけれども、そういう 必ずしも網羅的になってございませ

上げたいと思います。にその検討課題ということで、大きく三点を申しにその検討課題ということで、大きく三点を申し以上三点お断りした上で、レジュメに沿って、

まず、基本的な考え方でございますけれども、

まとめて申し上げますが、よく言われることですないう点においてはやはり優れているところがあったがまするということは機動性を欠くということになるわけでございます。他方、権力を集中しあるいは一元化するということは、自由を危うくするという点においてはやはり優れているところがあおそれはありますけれども、機動性を発揮できるという点においてはやはり優れているところがあるという点においてはやはり優れているところがあるということは率直に認めざるを得ないと思います。

そう考えますと、政策決定と権力の行使というものは、平常時には慎重さあるいは複雑さという場合には、どうしてもやっぱり迅速性とか機動性、スは、どうしてもやっぱり迅速性とか機動性、スは、どうしてもやっぱり迅速性とか機動性、スは、どうしてもやっぱり迅速性とか機動性、ストード感というのが求められるわけでございまして、そこをうまく兼ね合わせなきゃいけないというもった。

日の三番目のところでございます。 「いう働きが必要であるという意味での国家性といいますか、ある規則を守るということと、 といいますか、ある規則を守るということと、 といいますが、ある規則を守るということと、 といいますが、およそ法治 という働きが必要であるという意味での国家性というのが でいう働きが必要であるという意味での国家性というのが でいう働きが必要であるという意味での国家性というのが でいう働きが必要であるという意味での国家性というのが でいう働きが必要であるという意味での国家性というのが でいう働きが必要であるという意味での国家性というのが でいう働きが必要であるという意味での国家性というのが でいう働きが必要であるという意味での国家性というのが でいうしている。

性というか、あるいは法治国家性の法治というふ性というか、ありますが、我々の共同体あるいは政治社会といるのは、ではならないということが目的的に意味付けられてはならないということが目的的に意味付けられてはならないということが目的的に意味付けられてはならないということが目的的に意味付けられたすというための国家性とか権力性というのは、やはり一定の準則に従って、ルールに従って発動されども、政治権力としての国家というのは、やはり政治社会といるわけですが、そういう機能をしっかと果ているわけですが、そういう機能をしっかと表しての報力というというのは、大力に対して、カールに対して、大力に対しないる。

いま ういう考え方を基本として、以下、日本国憲法へいま ういう考え方を基本として、以下、日本国憲法へがあ 行使を否定することはできないという、大きなそばか うものを考えてみますと、元々の我々の政治社というちものの、あるいはそういう国家の存立が図は一 というものの、あるいはそういう国家の存立が図さる で、そのために必要な実効的な権力というもののきる て、そのために必要な実効的な権力というもののであるいうことを前提とするわけでございましきる て、そのために必要な実効的な権力というもののであるい方でとなる。

較憲法史的に見るとそういうふうに考えることが 徴をつかまえる方もありますが、ここでは広く比 ば主権在民とかあるいは平和主義というような特 した言わば権力分散型の準則適合性を優先する統 考え方に沿って申し上げますと、平常時を前提と かといいますと、先ほどの言葉、最初の基本的な まして、じゃ基本的にどういう中身を備えている に非常に近いわけですね。その系譜に属しており 九二〇年代のヨーロッパの新憲法モデルというの うのは、議会中心主義の統治機構を理想化した第 も含めて考えますと、やはり現行憲法の特徴とい 史、日本だけではなくてヨーロッパ等の比較憲法 ろいろな議論がありますけれども、広く比較憲法 んで申し上げます。 できる。 治機構ということができます。そのほかに、例え 次世界大戦後、もう少し正確に言いますと、一 現行憲法の特徴をどうとらえるかというのはい

備があるということをもきちっと認識する必要が家性とかあるいは権力性という点では、やはり不いできません。ということは、先ほど申しました政治社会としての国家を保持するのに必要な国味でナイーブな面があるということは否定することはできません。ということは、先ほど申しました政治社会としての国家を保持するのに必要な国があるということをもきちっと認識する必要があるということをもきちっと認識する必要があるということをもきちっと認識する必要があるということをもきちっと認識する必要があるということをもきちっと認識する必要があるということをもきちっと認識する必要があるということをもきちっと認識する必要があるということをもきちっと認識する必要があるというに関するというには、

と。 震災時への対応ということで見ますと、昨年、 震災時への対応ということで見ますと、昨年、 に許されないという前提に立つ限りは、やはり震 は許されないという前提に立つ限りは、やはり震 は許されないという前提に立つ限りは、やはり震 が大事でありまして、その要件あるいは効果を明 が大事でありまして、その要件あるいは効果を明 が大事でありまして、その要件あるいは効果を明 が大事でありまして、その要件あるいは効果を明 にするということを考えてもいいのではないか と。

とについて、憲法の立場からごく簡単にかいつま

の視点ということと、それから検討課題というこ

同時に、大事なことは、やはり権力が一つだけな統制の手段あるいは監視手段というものも同時な統制の手段あるいは監視手段というものも同時な統制の手段あるいは監視手段というものも同時に、対れども、そのゆえにこそ緊急時において、それへの適合性を確保するための言わば特例的な抑制への適合性を確保するための言わば特例的な抑制のの適合性を確保するための言わば特例的な抑制が大事なのではないかと思います。ドイツの憲法が大事なのではないかと思います。ドイツの憲法が大事なのではないかと思います。ドイツの憲法が大事なのではないかと思います。それり権のある言葉を借りますと、憲法というものはは危機的状況においても真価を発揮すべきものでは危機的状況においても真価を発揮すべきものでは危機的状況においても真価を発揮すべきものであるという言葉は肝に銘ずべきことだと思います。

置の問題というふうに三点にわたりますが、現行の問題、それから両院制の問題、それから特例措たが、最後に三点ほど述べますと、統治機構全般さて、そういうふうに簡単に述べてまいりまし

それほど不自然なことではございません。 を定めたということは、言わばそれ自体としては わば権力分散型の準則適合性を優先した統治機構 憲法が平常時を基準として、それを前提とした言

う考え方が非常に明確になるものだというふうに ども、どうしてもあらゆる場面で法律による授権 には法律による授権ということを申しましたけれ 思います。特に、先ほど政策の実現、権力の行使 準則適合性とともに、災害時に応じた準則、 うのは非常に大事な課題ではないかと思います。 の立法上の権限関係というものを再検討するとい なりませんが、そういう意味では、現在ある両院 あるいは関連する予算措置というものがなくては ば応急的な準則ですね、及びそれへの適合性とい 用意しておくことによって、平常時を基準とした ただ、これに加えて、災害時に備えた仕組みを 言わ

う事情もありましてその選挙制度について立ち入 院の場合でございますけれども選挙区の画定審議 る程度改めるということになれば、組織法、すな 接に関連をしておりますので、その権限関係をあ 干の留保が必要でして、権限関係というのは、や 考えていいというのは前から言っているところで 会等にかかわっておりますので、ここではそうい 要があるというふうになります。ただ、私も衆議 わち議員選挙法というものも併せて再検討する必 はり組織法といいますか、選挙制度の在り方と密 ございますけれども、ただ、この点については若 直すといいますか、機能を分化するということを がございます。そういう面で、権限関係を一応見 なかなか迅速な立法が成り立ちにくいという側面 のような衆議院と参議院のねじれが生じた場合に この点につきましては、法律について、御承知

うことを申し上げましたけれども、そういう再検 準則が表に出るようなことを考えた方がいいとい しますと、統治機構全般について緊急時に即した 見た場合の特例措置の具体的な在り方について申 さて、最後になりますが、比較憲法史の方から

> いうのを定めておりましたし、七十条もそこに付 で指示しましたものを用意していただいたところ 今日の資料の三十一ページのところから、私の方 しておりまして、現にそれぞれ何度か使われてお われたところでございます。こういうものを用意 に七十条もあると思いますが、緊急財政処分と言 いていると思いますが、八条、九条、それで最後 して、明治憲法の場合には第八条で緊急命令権と ります。 ですが、我が国の場合もそういう例が現にありま 代表的な例だけに絞りますけれども、お手元の

| うようなことを憲法で定めているところでござい の緊急状態の場合に、下院がどうしても同意しな ておりますし、さらにドイツでも、言わば立法上 す。そういう緊急立法手続というものが用意され うことであれば、そこの委員会で既にもう立法が いという場合には上院が賛成すればいいのだとい りまして、例えば、御承知のように、イタリアの に、言わば本会議の縮図となっている委員会とい くて、我々の委員会でもそうでございますよう 憲法などでは、本会議で議決するというのではな ますとそれなりにいろいろなものが用意されてお れは現代も含みますが、現代の各国憲法で見てみ て、早急な動きができるということでございま できるというような仕組みを取り入れておりまし 他方、外国の憲法という形で見てみますと、こ

外国の事例あるいは我が国の過去の事例をも参考 はりいろいろな制度設計をする場合に、そうした うような問題も個別に定められておりまして、や ていただければ幸いでございます。 あるいは予算が成立しない場合にどうするかとい にしながら、少し特例的な措置についても検討し さらには、先ほど申しました緊急命令権とか、

話を終えさせていただきます。ありがとうござい 少し時間を超過しましたけれども、以上、私の

〇会長(小坂憲次君)

大石参考人、ありがとうご

たしました。 以上で参考人の方々からの御意見聴取は終了い

これより質疑に入ります。

13 言が終わりましたら、氏名標を横にお戻しくださ の指名を受けた後に発言をお願いいたします。発 氏名標を立ててお知らせください。そして、会長 います。質疑を希望される委員は、 本日の質疑は、あらかじめ質疑者を定めずに行 お手元にある

いをいたします 疑時間は答弁及び追加質問を含め八分以内にお願 質疑の時間が限られておりますので、一回の質

限り簡潔にお願いをいたします。 なお、御発言は着席のままで結構でございま 参考人の方々におかれましても、 答弁はできる

それでは、発言を希望される方は氏名標をお立

てください。 佐藤正久委員。

ては組織がいろいろ立ち上がってきました。 法律が取りあえず適用されて、国あるいは県とし 災害に対する原子力災害対策特別措置法と二つの る大規模地震対策特別措置法というものと原子力 〇佐藤正久君 ありがとうございます。 井戸川町長にお伺いしたいと思います。 今回の震災は、法律的には、地震、津波に対す

特に被災者の関係で非常に御苦労されたことと ということが、法的根拠が違うために現場の方で 程度乱立をした傾向もあって、途中で整理をしま と、もう複合事態に、複合災害の被害者という側 ね、こういう組織であればもっと立ち上がりが良 したけれども、そういう二つの違う法律があった 面もあったと思うんですね。やはり、当初の間、 すると両方、地震、津波だけではなく原発災害 がゆえに組織がなかなかスムーズにいかなかった 政府の方も二つの法律があったために組織がある かったとかいう部分があればお聞かせ願いたい でも、実際、双葉町のような場合は被災者から こういうふうな組織であれば、国や県がです

お願いしたいと思います。 時間が掛かったり、権限の集中というのができて の、特に統治機構の観点から何か御意見があれば と本当は対策措置法とは言えないと思うんですけ うな場合はその後の中長期的な部分まで考えない いうものはできましたけれども、なかなかそれも れども、その部分について非常に、今回復興庁と 的なものしか考えていなくて、実は原発災害のよ いない。この当面の措置法の後の法律について さらに、今回の措置法はどちらかというと短期

以上です。

|○参考人(井戸川克隆君) り勉強しているいとまもなく毎日過ごしておりま なかなか法律をゆっく

場は住民対応であります。したがって、法と対比 ものが整備されると大変有り難いと思っておりま であります。したがいまして、簡単明瞭な動的な しながら行動することはかなり高度な組織が必要 佐藤議員さんから言われましたように、現

うことで、私は、それ以上の指示がありませんで ました。 のようにしていいかというのは、私が勝手に決め いの中で今回は行動いたしました。避難指示とい を投げてくるか全く分かりません。そういう戸惑 した。したがいまして、いつ、どこで、誰が、ど やはり住民というのは、何をどの辺から変化球

えてきたんですかと言われました。それは、例が ことで、さいたまスーパーアリーナの方に行きま り放射能から遠くに住民を離す必要がありまし たということですね。それからもう一つは、 ないからだと言いました。そういう指示もなかっ したけれども、メディアからはどうして県境を越 に参ってしまうから大きいところが必要だという しても対応できないくらいいろいろな要求のため てしまう、住民のための職員がもう徹夜して対応 と広いところで住民対応しないと役場職員が参っ 最初は川俣町に避難しました。それから、もっ やは

た

そしな中で、太大军界の中で介引っ進多として細目にわたって網羅されていないと思います。災害いましたが、肝心なのはその後であります。災害いましたが、肝心なのはその後であります。災害がいましたが、肝心なのはその後であります。災害がいるなかったためな中で、私は、法がしっかりとなかったた

そんな中で、拡大解釈の中で今日も推移をして、今回の事象を反面教師として、是非、議員の皆様には、国家的な災害についての対応は首長が日番苦労するということを御理解いただきたいと思います。そのためには、特別法の中で首長が行思います。そのためには、特別法の中で首長が行思います。そのためには、特別法の中で首長が行思います。そのためには、特別法の中で首長が行とはよって住民は幸せに過ごすことが仮であってとによって住民は幸せに過ごすことが仮であってきると思います。

○会長(小坂憲次君) 終わりでよろしいですか。

○福山哲郎君 会長、ありがとうございます。○福山哲郎君 会長、ありがとうございます。ま意見をいただきましてありがとうございます。ま意見をいただきましてありがとうございます。ま意見をいただきましてありがとうございます。ま意見をいただきましてありがとうございます。ままでは、今日、町長のお話を本当に申し訳ない気持ち、本意見をいただきましてありがとうございます。

何をお話をしていいのか、質問していいのかもります。

たとかほっておいたという意識は全くなかったわし時の私の立場として申し上げても、住民を見捨てそんな中で、なかなか情報が来なかったと。当

だければ有り難いというふうに思います。がては内心じくじたる思いがあります。ああいった通信と電源が完全に喪失をしている状況の中で、地域の自治体とどのような形での連絡網をあの緊急の災害時に構築をしておけばよかったのの緊急の災害時に構築をしておけばよかったのの緊急の災害時に構築をしておけばよかったのの緊急の災害時に構築をしている状況の中で、地域の自治体とどのような形での連絡網をあいては内心じくじたる思いがあります。ああいったでは内心じくじた。

また、大石参考人におかれましては、緊急状態をいただきました。いろいろな法律を参考にし、をいただきました。いろいろな法律を参考にし、をしたということは事実として申し上げますが、をしたということは事実として申し上げますが、をしたということは事実として申し上げますが、するでは、なる、大石参考人におかれましては、緊急状態また、大石参考人におかれましては、緊急状態また、大石参考人におかれましては、緊急状態また、大石参考人におかれましては、緊急状態また。

ちで承っておりました

います。かれましては何らかの御示唆をいただければと思かれましては何らかの御示唆をいただければと思ておりまして、そのことに対して大石参考人におは非常に難しい立法上の問題だというふうに思っ

最後に、井戸川町長におかれましては、まだま最後に、井戸川町長におかれましては、まだまので、私のの取組をいたしますことを申し上げまして、私のの取組をいたしますことを申し上げまして、私ので厳しい状況の中で、線量が高い状況で双葉町のだ厳しい状況の中で、線量が高い状況で双葉町のた厳しい状況の中で、線量が高い状況で双葉町のた戦しいが、まだまといいました。

○会長(小坂憲次君) それでは、井戸川参考人、

〇参考人(井戸川克隆君) 福山前官房副長官に は、官房副長官当時からいろいろと親身になっ は、官房副長官当時からいろいろと親身になっ は、官房副長官当時からいろいろと親身になっ ただ一つ残念なのは、このマップを皆さんに見て いただきましたけれども、被曝をしてしまった ただ一つ残念なのは、このマップを皆さんに見て いただきましたけれども、被曝をしてしまった と。私も一号炉の爆発のときにはまだ双葉町にお りましたので、爆発物が空から降ってくる中にお りました。そのときに、被曝の検査をお願いした いということで何度かお願いをいたしましたが、 いということで何度かお願いをいたしましたが、 いまだに実現をしておりません。

日本にどのぐらいあるのか、世界にどのぐらいあるのか、世界にどのぐらいあるのかという話もさせていただきましたけれども、福島県民は今非常に被曝検査がなおざりにされております。これは、なっているんでなくて、れております。これは、なっているんでなくて、れております。これは、なっているんでなくて、れております。これは、なっているんでなくて、れております。これは、されております。誠ははつきり断言しますが、されております。誠と、十分その気が感じられませんが、是非このとも、十分その気が感じられませんが、世界にどのぐらいも、福島県民は今非常に被曝検査がなおいただきました。いつの間にか、政府が

厳しい状況ということですが、最近、双葉町はは、一度もうちにはまだ帰っていません。帰る気は、一度もうちにはまだ帰っていません。 からことにメディアの方で発表されました。これは当初から、私はもう避難するときから双葉は相当がといた。したがって、あの双葉町を去るときいうした。 ひました。 ひました。 ひました。 これはいうではなりませんでした。 今もそうです。 なれないんです。 私厳しい状況ということですが、最近、双葉町はになれないんです。

関係についての御質問でございました。 〇参考人(大石眞君) 特例措置、特に緊急事態の

緊急事態という場合に、より厳密な意味で国家大災害を含めたような言わば非常時というものは大災害を含めたような言わば非常時というものはで使う国家緊急事態という場合のことでございまして、立にかかわるという場合のことでございまして、立にかかわるという場合のことでございまして、可提になっているわけでございまして、明治憲法でも非常大権というようなことが認められておりました。

全保障とか国家緊急、あるいはそういう意味でのとではなくて、むしろ大災害とか、それをドイツとではなくて、むしろ大災害とか、それをドイツととではなくて、むしろ大災害とか、それをドイツとを考えてみたわけでございます。ですから、安とを考えてみたわけでございます。ですから、安とを考えてみたわけでございます。ですから、安には、当初お断りをしましたようここで申したのは、当初お断りをしましたよう

私どものところに来て全ての交渉をするように

なってしまいました。これはやはり、

立ち位置

例外事態ということだけではございませんで、 う少し広い含みを持ってございます。 ŧ

年の秋には濃尾の大震災というのがございまし 年の五月は大津事件が起きましたけれど、二十四 いたような緊急命令なんというのは、明治二十四 権が使われたわけですね。 あったようですが、この場合に早速その緊急命令 その上で申しますと、例えば明治憲法が定めて それは今日考える以上の非常にひどい状況で

くて、もう少し次元の小さな問題ということにな われましたので、それはそれで、ですから、必ず うことで、それなりの措置をとるということが行 うだけではなくて、国内的にそういう大震災が しもいわゆる国家緊急権の発動というわけではな あったというときにもちゃんと対応すべきだとい ですから、必ずしも対外的な攻撃があったとい

ね。そういうことも我々としては非常に参考にな くかということも明文で定めているわけですよ といいますか、州がどういうふうに協力をしてい て、その場合に、連邦制ですから、連邦とラント 悪事故の場合のことも一応定められておりまし 事態ということで、自然災害の場合とか重大な最 その場合でも、例えばドイツでは、国内的緊急

というふうに思います。 性の原理を使うというような考え方も当然できる 完性の積極面と消極面があって、どうしても自治 国家がやるべきで、ある意味で積極的にその補完 体でやれないところをやっぱりより大きな団体、 完性ということが言われるわけですけれども、補 日本ですと、地方自治のレベルですと、よく補

ちょっと総論的なことで申し訳ありませんが、

〇会長(小坂憲次君) 次に、中川委員。

〇中川雅治君 大石参考人に御意見を伺いたいと

の場合には国がもっと積極的な役割を果たすべき 今、大石参考人から、災害時のような緊急事態

うふうに理解をいたします。 は、東京電力の責任であり、また国の責任だとい そのとおりだと思いました。この責任というの だというようなお話がございましたし、井戸川町 を果たしてほしいという言葉がありまして、全く 長からも、支援をするということではなく、責任

りますと、国家の機能を弱める方向に動いている 主党政権が進めております地域主権改革を見てお 果たすことができるためには、その体制をつくっ わけでございます。 ておかなければならないと思うんですね。今、民 大災害のような緊急時に国がしっかりと責任を

ことですね。そうなりますと、地域によって、国 まっているところと国の出先機関として機能して 土交通省の出先機関が広域連合の方に移ってし 局だけを移管して、あとの国の出先機関は従来ど ば経済産業局だけを欲しいと言えばその経済産業 合、まだできておりませんけれども、そこは例え あ言ってみれば差し上げますと。ほかの広域連 の広域連合にはこの三つの出先機関を丸ごと、ま 方環境事務所を欲しいということになれば、そこ 備局を欲しい、それから経済産業局を欲しい、地 の場合には、丸ごと移管ということで、例えばあ 関のうち好きなものを選んで移管をさせると。そ 域連合をつくって、そこの広域連合が国の出先機 いるところと、こう分かれてしまいます。 おり国の出先機関として機能させると、こういう る広域連合が国土交通省の出先機関である地方整 特に、国の出先機関改革を見ておりますと、広

ういった出先機関改革で国のまさに手足をもぎ 害が起こったということで国の責任を果たせと、 の出先機関の地方整備局が大活躍して、そしてい こう言われても、私はなかなか難しいと思うんで 取っていくようなことをやって、そしていざ大災 うに言われております。しかしながら、実際にそ ういった作業に取り組んで、見事だったというふ たと。これは、もう本当に極めて早い時期からそ ち早く国道の瓦れきを一旦処理して通行可能にし 今回の東日本のこの大災害でやはり国土交通省

石先生はいかがお考えでしょうか。 極めて問題が大きいというように思いますが、大 いる地域主権改革というのはそういう観点からも 常に難しいと思うので、今、民主党政権が進めて 取る形で国の機能を弱めて、いざ大災害が起こっ 言わば国の政策手段なり国の手足をどんどんもぎ する動きを広げておりますけれども、こういった たときに国の責任を果たせと、こう言われても非 それから、補助金を召し上げて一括交付金化に

|○参考人(大石眞君) なかなか微妙な立場でござ 御勘弁を願いたいんですが。 という資格はございません。そこで、そこはまあ いまして、特定の政策について私は是非を論ずる

| えをしておかなきゃいけないので、そこについて と、それはもちろん大事なことなんですが、それ 時に、先ほども強調しましたように、平常時にお す。 いただきたいということは十分に言えると思いま の制度設計が不備だとすれば、それは再検討して と同時に、何かあったときにどうするかという備 いてどうやって制度設計をすべきかという問題 いものに変わりましたけれども、要するに、平常 地域主権改革のあの法律は、名前はうんと詳し

としての国の第一義的な任務ではないかというふ うに私は思いますね。 限のナショナルミニマムといいますか、そういう のといいますか、インフラ整備と、あるいは最低 ということにはやはり無理がありまして、最低限 ものを整備するというのは、やはり大きな共同体 特に、言わば任意団体でそれぞれで処理しよう

うでない場合にどうするかということを常に考え うということになりますと、それはそれで大いに と思います。 ていただきたいということは言えるのではないか の制度設計はそれでいいとしても、要するに、そ 困ったことができるのではないかと。ただ、普通 任意的な加入をするところによって少し扱いが違 ですから、その意味で、それぞれの連合体なり

> では御勘弁を願いたいと思います。 それ以上の是非を論ずるのは、ちょっとこの場

|○会長(小坂憲次君) 次に、魚住委員、お願いい たします。 〇中川雅治君 ありがとうございました。

す。 ○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎と申しま

ざいます。 今日は、三人の参考人の先生方、ありがとうご

| という形で制定されているわけでございますが、 | 全保障という観点から、もう一度この統治機構と いがあるところでございます。 いうものを見直すべきじゃないかというふうな思 は、価値として人権、そしてそのための統治機構 でやらせていただいたわけでございますが、憲法 本来、人権、そしてまた更に深く言えば人間の安 前回の憲法審査会は大震災と人権保障という形

おります。 を、本当に真情を吐露していただいたなと思って 井戸川参考人には、この一年間の思いというの

| 今回、震災ということを考えても、そういう発想 | ういうパラダイムを転換したというふうに当時言 | ざいますが、平成二十一年に消費者庁ができまし | ういうふうにやってきて、そこで官僚が中心に | いいますか、例えば農業にしても工業にしてもそ で統治機構というものを考えていかなきゃいけな われたわけでございますが、同じように、やはり て、消費者側から見た、発想を変えるという、そ いなとは思っております。 なって引っ張っていくという形であったわけでご 日本の行政システムの立て方は、供給サイドと

本当に町民の皆さんの思いをしっかり受けて町の いなというふうに思っておりますが、これからも を服用させたという果断な決断、本当にすばらし ことがございます。その中で、例えば安定沃素剤 データにしてもきちっと公表されなかったという ますが、確かにアメダスにしてもSPEEDIの 行政に当たっていただきたいなと思っておりま 先ほど情報の話が町長からあったわけでござい

文原参考人こお尋ねしたいんでございますが、質問は控えさせていただきたいと思います。について佐藤議員からのお話ございましたので、す。特に、先ほどの質問で何が必要かということす。特に、先ほどの質問で何が必要かということ

ただければ有り難いなというふうに思います。になると思いますが、この大震災を踏まえて、地域間協力といいますが、この大震災を踏まえて、地生は広域行政も随分しっかり取り組んでおいでないですが、というなが、あるい

それから、大石先生にお尋ねしたいんですが、 
それから、大石先生にお尋ねしたいんですが、 
をったと思いますけれども、先生のおおも言及が 
あったと思いますけれども、先生のおっと 
といるその緊急法制というのは、憲法上規定する必要はない、現行憲法上はその部分は要するに空白 
になっているというふうにも考えられるわけで 
あって、それに対応する法制をきちっとしていけ 
ば、また憲法価値から判断して許容されるという 
ふうにも考えるわけであって、その中に先生が 
おっしゃった抑制あるいは監視手段というものも 
しっかり入り込めていけばいいのではないのかと 
しっかり入り込めていけばいいのではないのかと 
しっかうふうに思うわけですね。

いなと思っております。
このドイツ基本法の三十五条は、やっぱりランにあるのかなと、決して緊急事態対処ということであるのかなと、決して緊急事態対処ということがではないというふうに読めるのでございますが、この点についての言及がいただければ有り難が、このドイツ基本法の三十五条は、やっぱりラン

○会長(小坂憲次君) この時点で十四名の方から の質問要求がございますので、一旦停止をさせて いただきまして、登録を以上で停止させていただ の質問要求がございますので、一旦停止をさせて

○参考人(牧原出君) 地域間連携についてというますが、まず牧原参考人、お願いいたします。それでは、答弁の方をお願いいたしたいと思い

での連携、これはやはり総務省だけではなくて全一今回の東日本大震災につきまして、全国レベル御質問であったと思います。

へよ。 の派遣ということで非常に大きな役割を果たしま の派遣ということで非常に大きな役割を果たしま キームをつくり、特に人的な、物的な、特に職員 国知事会、全国市長会、全国町村会が支援のス

また、広域ということに関して言いますと、やります。ですので、こういった形での連携というりますけれども、非常に早い段階から独自の支援りますけれども、非常に強く歓迎されたところであります。ですので、こういった形での連携というのは非常に効果的であったと思いますと、やったということに関して言いますと、やまた、広域ということに関して言いますと、やまた、広域ということに関して言いますと、やまた、広域ということに関して言いますと、やまた、広域ということに関して言いますと、やまた、広域ということに関して言いますと、やまた、広域ということに関して言いますと、やまた、広域というに関して言いますと、やいますと、おいますというないますと、おいますと、おいますといますといますといますといますと、おいますといますといますといますといます。

でありまして、どうも見ておりますと、それが非標の遠野市が震災前から沿岸部への後方支援拠点標想というものを作成していて、その地理的条件に深刻な被害のあった沿岸自治体へ救援物資輸送に深刻な被害のあった沿岸自治体へ救援物資輸送などを行っていたということがあります。 全体にやはり言えるのが、こういう地域間連携で非常に重要なのは、被害ニーズ、被災地のニーズを的確に把握して連携し、支援するということがあります。 
全体にやはり言えるのが、こういう地域間連携で非常に重要なのは、被害ニーズ、被災地のニーズを的確に把握して連携し、支援するということでありますと、例えば岩手でありますと、それが非

常に効果的なのは、やはり自然災害などの被災経常に効果的なのは、やはり自然災害などの被災経験による連携というものがあったというふうに思うわけであります。ですので、東北地方の自治体も将来そういう形での連携というあると思いますし、そういった形でということがあると思いますし、そういった形での連携、つまり被災経験による連携というものがより強く広がっていくということが望ましいのでより強く広がっていくということが望ましいのではないかというふうに考えております。

整えられている、ですから憲法にわざわざ書くこついていろいろな措置が必要だ、しかし現行法ではそこでございまして、非常時あるいは緊急時にはそこでございまして、非常時あるいは緊急時にはでいる。

果モンよ ── きぎ、引夏は、日本国憲法の場合で、そうらう特に職員 | あろうかと思います。

ただ、問題は、日本国憲法の場合に、そういうただ、問題は、日本国憲法の場合に、そういうことを一切予定していないわけですけれて、ある方針、ある特定の方向性を示す言葉では、ある方針、ある特定の方向性を示す言葉としないいますから、唯一、例えば私権を制限するにしても、言葉としてできるのは公共の福祉という言葉出てこないと。しかし、公共の福祉という言葉は、ある方針、ある特定の方向性を示す言葉では、ある方針、ある特定の方向性を示す言葉では、ある方針、ある特定の方向性を示す言葉では、ある方針、ある特定の方向性を制限する。

う思いがいたします。とういうことで、いろんな読み方ができるようの思いがいたします。を行うためには、やはりある程度の要件、効果をを行うためには、やはりある程度の要件、効果をを行うためには、やはりある程度の要件、効果をなものではなくて、責任ある機関が責任ある決定ができるよう

ことの方が望ましいんではないかという前提での やっぱり盛り込むということは、先ほども申しま ある種の、非常時にはこうである、災害時にはこ りにも漠然としてアメーバ的でございますから。 うのは、やはりちょっとそれは考えられない。余 公共の福祉ということで全部読み込んでいくとい から。唯一、十二条、十三条等に出てくるような かもしれませんが、それをどうやって憲法上明確 こういう案文になったということは、それはそう わけですね。いろいろな利益を考量して最終的に になるのかということは必ずしも示されていない いますけれど、ただその場合に、何が立法の指針 が現に設けられることはそれはそれで結構だと思 に、非常時の準則適合性ということをきちっと示 も素人目にはどこを見ても載っていないわけです 保護法制でもそうですけれど、いろいろな仕組み して、それにのっとった立法をやるべきだという した、平常時の準則適合性を確保することと同時 うであるというポリシーが示されるような条項を に説明できるかというと、分からない。少なくと 様々の、現在ある災害対策基本法その他の国民

それは|お話でございます。

ますね。付け加えます。と、現在まではとられていないというふうに思いたような具体的な措置がとられているかというと、現在まではとられていないというふうに思いたような、ども、国内的緊急事態と言われるわけですけれ

〇会長(小坂憲次君) 次に、増子委員、お願いい

○増子輝彦君 会長、ありがとうございます。

⁄。 私は、井戸川参考人にお伺いをしたいと思いま

私も福島県選出の議員として、この発災以来今 なくされている方々に、改めで申し訳なく思っ 井戸川町長を始め原発事故によって避難生活を余 が、本当に、

から感謝と敬意を表したいと思います。 住民の幸福を願いながら、そして一日も早い帰還を努力をしながらやってこられた井戸川町長に心を努力をしながらやってこられた井戸川町長に心がら感謝と敬意を表したいと思います。

私もこの間、中央陳情の窓口として、数えてみがら活動いたしているところでございます。 おもこの前、中央陳情の窓口として、数えてみがら活動いたがら本当に幸せな福島県を再びつくることができるのか、あわせて、今避難をされている方々あるいは福島県民工で、今避難をされている方々あるいは福島県民二で、今避難をされている方々あるいは福島県民二で、今避難をされている方々あるいは福島県民二で、今避難をされている方々あるいは福島県民二で、今避難をされている方々あるいは福島県民二で、今避難をされている方々あるいは福島県民二で、今避難をされている方々あるいは福島県民二で、今避難をされている方々あるいは福島県民二で、今避難をされている方々あるいは福島県民二で、今避難をされている方々あるいは福島県民二で、今避難をされている方々あるいは福島県民二の方県民がどのような形の中でこの原子力災害といるによりででいます。

感じております。

本は、今回のこの事故の中で幾つかの私なりに
はり十分機能しなかったということを非常に強く
なり十分機能しなかったとすれば、一つには行政の一

平時でもなかなか縦割り行政についての様々なは、それなりに時間は掛かっても、いろいろ問題はあってもそれなりに時間は掛かっても、いろいろ問題はあってもそれなりに時間は掛かっても、いろいろ問題なと。しかし、こういう非常に私は痛感しているところでございます。これがある意味では情報の伝達ということにも大きな弊害があったことも私は間違いない事実だと思っています。避難をする際の原発事故の災害状況について何ら知らされないままに移動を繰り返すということが、各町村長さんからもいつも不満というか、当然のことのようにこの話が出てくるわけであります。

尋ねをさせていただきたいと思います。 尋ねをさせていただきたいと思います。 尋ねをさせていただきたいと思います。 尋ねをさせていただきたいと思います。 尋ねをさせていただきたいと思います。 この四つのキーワード、賠償と除染と健康と子供、この四つのキーワード、賠償と除染と健康と子供、この四つのキーワード、賠償と除染と健康と子供、この四つのキーワード、賠償と除染と健康と子は、今四つのキーワード、賠償と除染と健康と子はいけないの問題を含めながら、今後何をしなけれ

かどうかという点が第一点であります。情報について十分な情報が町長のところにあるの情報不足の点については、依然として、今その

ていただきたいと思います。えになっているかということを次にお聞きをさせでありますから、この点についてどのようにお考

にお聞きをしたいと思っております。 こつ目には、町長は県外移動を選択をされましたお聞きいたしておりますが、この選択をした度もお聞きいたしておりますが、この選択をした度もお聞きいたしておりますが、この選択をした度もお聞きいたしておりますが、この選択をした方によって地域住民の皆さんとの、今意識がどことによって地域住民の皆さんとの、今意識がどこいう方向でおられるのかということを第三点目には、町長は県外移動を選択をされましてお聞きをしたいと思っております。

さらに、二度と起こしてはいけないこの原発事さらに、二度と起こしてはいけないこの原発事さらに、二度と起こしてはいけないこの原発事さらに、二度と起こしてはいけないこの原発事さらに、二度と起こしてはいけないこの原発事さらに、二度と起こしてはいけないこの原発事さらに、二度と起こしてはいけないこの原発事さらに、二度と起こしてはいけないこの原発事さらに、二度と起こしてはいけないこの原発事さらに、二度と起こしてはいけないこの原発事さらに、二度と起こしてはいけないこの原発事さらに、二度と起こしてはいけないこの原発事さらに、二度と起こしてはいけないこの原発事

す。地元ならではの、私の内情までよく御存じ〇会長(小坂憲次君) 質問時間でほとんど答弁時間まで食い込んでおりますので、恐縮でございますが、井戸川町長さん、可能な範囲でよろしくおすいたします。 今日は本当にありがとうございました。

れば本当に有り難いと思います。そうすること緊急事態も必要でないように形を変えていただけ中で起こしている行動です。この行動がこういううとですが、これまさに私どもは休む暇もないうことですが、これまさに私どもは休む暇もないで、大変ありがとうございます。

まし 三、四についての共通の解決事項だと思います。 そんなふうに思います。これが総括的に一、二、いせ チしていただくことが必要ではないだろうかと、 は、やはり国の方がもっと私どもの実情をリサー

い情報を待っているんじゃなくて、情報は自分か りますので、今後の全ての災害にこれは作用しま が密でないということは、やはりどこかに問題あ 知らされない中で自己判断でやりました。この中 というようなことが度々あります。以前は情報が 見えるような形でもよろしいかと思います。 なくて、何かフローチャートを作って、次から次 チャートを作ることが簡単で見やすくていいん とがまず大事ではないだろうか。あるいはフロー ますので。取決めだと思います。ルールを作るこ すので、まず改善すべきだと、そんなふうに思い ら取りに行って私は行動しております。この情報 にはリサーチを自分からしました。情報を、来な 今日協議することがもう今日の新聞に出てしまう やはり今もって新聞が先行して、これからまさに じゃないでしょうか。法律を何でかんで必要じゃ へとチェックシートでチェックしていくと全部が まず一番について、情報不足についてですが、

二番目について、この国と県と市町村の間でございますが、一例を申し上げますと、今、災害救助法の下に、我々の住民が全国に散らばっている住宅費の精算を、受け払いを福島県の住宅課の、土木部の住宅係がやっております。そして、このお金を厚労省の方に請求しております。そんなふうにの方に請求できないんだろうかと、そんなふうにも思っております。

緊急時のやっぱりフローチャートを作って、担当を理が必要だと。しかし、緊急時であれば、このがりの言葉が来るときあります。だけれども、国というこのギャップがあります。だけれども、国というますと、言葉が全部ストレートには来ませが入りますと、言葉が全部ストレートには来ませが入りますと、言葉が全部ストレートには来ませが入りますと、言葉が全部ストレートには来ませが、関と明のやっぱりフローチャートを作って、担当を担いる。

います。れるものと、二通りあっていいんではないかと思めてレクトに来るべきものと従来の手法で伝達さずイレクトに来るべきものと従来の手法で伝達さ

改善をしていただきたいと思います。
はいありますので、できない、できないと断らればいありますので、できない、できないと断らればいありますので、できない、できないと断られるととが非常に我々は多いわけですので、そんなときは法がない方がいいなと思うときがいった。

県外移動についてですが、今、騎西高校に来ている住民はもう千名を切ったぐらいになります。これは、やはり窮屈です。自分のプライバシーもありません。ほとんどが共用の中で我慢して生活しております。これもまた、必要としている住民しております。これもまた、必要としている住民しております。これもまた、必要としている住民しております。これもまた、必要としている住民しております。これもまた、必要としている住民しておりません。加との大部分は加須市の近辺におりまして、福島県にほとんど戻ったんではありません。加須市の近辺におりまして、福島県にほとんど戻ったんではありません。加美の大部分に入っております。

ますが、私の個人の所見でございます。れはなかなか踏み込んだ発言はできないかと思いが、まあよく分からないところがありますのでこが、、エネルギー問題、再稼働についてです

やはり、私は常々情報は先取りするようにしておりますので、全国の立地の皆さんも情報を先取りしていただいて、何が起こったのか、今我々がか、この辺はやはりしっかりと立地の人たちがか、この辺はやはりしっかりと立地の人たちがか、この辺はやはりしっかりと立地の大ちがか、この辺はやはりしているのか、どうしてほしいのか、ではないだろうかと思います。

負荷を増やしたというふうに理解しておりますのません。地球環境の問題であって、全人類の環境でおりまして、双葉地方、福島県の事故ではありこれは、今回の事故は私は地球上の事故と思っ

ただきたいなと思っております。で、その辺も再稼働には十分慎重に判断をしてい

以上です。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。井上委員、お願いいたします。の会長(小坂憲次君) ありがとうございました。

さまでございます。 今日は、三人の参考人、ありがとうございま

人にまずお聞きいたします。 地方自治にかかわって牧原参考人と井戸川参考

本旨を発揮するときだと思うんですね。
と。こういうときだからこそ、むしろ地方自治のと。ののからときだからこそ、むしろ地方自治のということもよく言われまし、災害には顔があるということが言われました。

どうお考えか。
であるとか施設がなくなってきめ細かな好応ができなかったということであるとか、そも対応ができなかったということであるとか、そもおりました。そういう現状についてようなこともありました。そういう現状についてがいるといるという。

そして、その上で私たちは、復興について決めるのは住民、やるのは地方自治体、そして財政は国と、これが大事だと思っておるんですが、そういう国と地方自治体の役割分担について今回の事と、これが大事だと思っておるんですが、そうと、その上で私たちは、復興について決め

の規定からは、当然に各種の社会福祉・社会保障則を使って、これが非常に拡大適用され、生存権では、先ほどありましたような自由権に対する制では、先ほどありましたような自由権に対する制では、先ほどありましたような自由権に対する制では、先ほどありましたような自由権に対する制度が、一方で国家性の最小化を要請しつつ、国家論が、一方で国家性の最小化を要請しつつ、国家論が、一方で国家性の最小化を要請しついては批判が向けられる。一方で、これが当業となる。

人のときにも少しこのことを議論いたしまして、 補償なども含めてつくられてきた、大変憲法の重 政策を拡充すべきものとして説かれるようになっ と、国家からの給付について、そうではないんだ 本来個人がそういう権利を有しているかという な個人補償などの国家施策は非常に大事だけれど 回の災害においてもこれの考え方から様々な個人 前回、参考人に来られた先生は、そういういろん 要な特質だと思っております。実は、前回の参考 とであって、それがいろいろ力になってきた、今 権を規定するだけでなくて、国の責務を規定して てきたと、こういうことが書かれております。 というお答えでありました。 いたということは非常に憲法にとっては重要なこ 私は、十三条や二十五条に基づいて、単に生存 しかし、この生存権や幸福追求権という形で

私は、もちろん当然法制化ということは要るんですが、むしろここから直接的に導かれる、ここに非常に憲法の良さがあると思っておるんですが、その辺はどうお考えか、お願いいたします。 〇会長(小坂憲次君) それでは、牧原参考人から 私は、もちろん当然法制化ということは要るん

○参考人(牧原出君) 御質問の中のまず市町村合

少なくとも初動の段階ではあったのかと。なかな う問題も含めて、やはり制度設計をもう一回見直 自治体が随分あったということをどう見るかとい かったかというと、合併していなくてもできない 地域で生活を営んでいる中でどう連絡を取るかと 自立したといいますか、それぞれがそこで、その 体は、元々集落ごとにかなり、何といいますか、 で、 す必要があるんだろうと思っております。 か、市町村合併だけできめ細かい対応ができな いうのは、非常にこれ自体が難しいという問題が あったかのように聞いております。 に海岸部の、リアス式海岸の地域の海岸部の自治 確かに、きめ細かい対応ができない自治体も 今回の被害が余りにも甚大であり、かつ、特 ただ、一方

思います。
思います。
思います。
思います。
思います。
ということはこれは言えますので、ここはあるというんでしょうか、その状態の中でど緊急事態というんでしょうか、その状態の中でどいって、大石先生のおっしゃられたある種の平常時のなるということはこれは言えますので、ここはが、初動においてやはり国の役割は非常に重要でが、初動においてやはり国の役割は非常に重要で

声が上がっております。もちろん査定する側の論 | 体内部での総合的な復旧という観点でなかなか見 るいは復興特区の支出の決定において、その自治 治体の役割というのは重要になってくるのではな るか。総合性といってもいろいろなものがありま 傾向が非常に多いと、ここが問題だというような てもらえない、個別のメニューごとに判断される 体で言われているのは、復興交付金であるとかあ 常に重要でございまして、今東北のその被災自治 いかと考えております。 国の対応が望まれる。そういう場合に、やはり自 地の総合的な復旧復興に資するような、そういう ないというのが今の全体の傾向というふうに伺っ ていない地区にはなかなかそういう資金を投下し のスタイルだと思うんですね。ところが、被災し を図っていくというのがやはり私は基本的な復興 理はあると思いますけれども、特に被災していな なってきますと、やはり今度は自治体の役割が非 すが、そこをきちっと見ていただいて、 い、地域の中の被災していない地区をてこに復興 ておりますので、ここをどういうふうにクリアす さはさりながら、現在のような復興の段階に 是非被災

○参考人(井戸川克隆君) 当町は合併をしておりません。双葉郡の町村で今避難生活をしておりますが、 ス業町についていえば、人口が少ないものですか ら、私は大変今回は助かったなと思っております。これが大都市だったらば、直接選挙で選ばれる人は小さくても大きくても一人です。ここにいる人は小さくても大きくても一人です。ここにいる人は小さくても大きくても大きのですが、 る人は小さくても大きくても一人です。ここにいる人は小さくでも大きくても大きない。 る人は小さくでも大きくでも一人です。ここにいる人は小さくでも大きくでも一人です。

が、保安院もそうですけれども、事故は絶対起てしたがって、この問題を感じたのは、東京電力し

それから、二番目の国と地方の役割分担です

というのは、町を復旧するにしても、パワーを にかいることは行政にとっては非常に助かります。当町の職員は今本当に半分は病気になっております。何人かはもう退職しております。そんな中で今頑張っておりますがいるで、形の方に背中を見せる町民は非常に少なくなりました。そんな中で、町としても行政としても、いろんな意味の負担、それから町民に対するも住民にも応分の仕事を担ってもらうことが必要も住民にも応分の仕事を担ってもらうことが必要をも住民にも応分の仕事を担ってもらうことが必要があると思います。よろしいでしょうか。

は、「成私なりの考え方を要約して申し上げます。」が、井上先生からの御質問でございますので、一つ」で、余り人権の話は予定してこなかったんですっ」の参考人(大石眞君)統治機構の話ということし

| 最小化する方が望ましいという方向の議論がずっ とだということで、戦後の憲法学がどっちかに傾 種の権力性を意識しなきゃいけませんし、同時 れなりの配分する権力が必要なので、そこのある 権を保障するためには権力が必要でしょうと。そ 化を図るということでありますから、しかし請求 に民事不介入というようなことにもつながるわけ んだという前提がございますと、要するに権力は のは、やっぱり元々自由を保障するための憲法な 障すべきだという、請求権については言わば最大 いたからけしからぬということを申し上げている ですね。しかし他方では、十四条なり、 二十五条なりを使ってできるだけそれは最大限保 と優勢を占めるわけですよね。したがって、当然 に、自由を保障するということも非常に大事なこ 私がアンビバレントな状態にあると書きました あるいは

と思っています。めれは入った条文ですから、非常に大事なことだいうのはGHQの草案にもなく、日本側の発意でわけではないんですよね。特に、憲法二十五条と

もちろん、アメリカを専門にする学者の中には、憲法はプロセスを定めるんだから実体的な権は、憲法はプロセスを定めるんだから実体的な権は、憲法はプロセスを定めるのが、私は全然そうは考えないので、やはり十三条なり、あるいは二十五条なりはで、やはり十三条なり、あるいは二十五条なりはで、やはり十三条なり、あるいは二十五条なりはで、やはり十三条なり、あるいとが大事なと思っていましたが、アメリカを専門にする学者の中にということでございます。

○会長(小坂憲次君) ありがとうございました。

今日は、お三方の参考人の方、大変にありがと公明党の西田実仁でございます。

まず井戸川町長にお聞きしたいと思いますが、まかておりますが、なかなかすぐにできないこともうかいろんな御要請を町民の皆さんからもいただは何度かお邪魔させていただいて、意見交換といは何度かお邪魔させていただいて、意見交換といは可度かお邪魔させていただいて、意見交換といまがでいるが、

て、コミュニティー自体が本当に不便で本当に安て、コミュニティー自体が本当に不便で本当に安いうのが、町長を始めあそこに職員の方いらしいうのが、町長を始めあそこに職員の方いらせないうのが、町長を始めあそこに職員の方いらせなかったという、私も意外だったんですけれども、エレ大変多かった。それは、やはりコミュニティーとかったという、私も意外だったんですけれども、エレン変多かった。それは、やはりコミュニティーというのが、町長を始めあそこに職員の方いらした、だんだん日がたつにつれていろんなて、コミュニティー自体が本当に不便で本当に安て、コミュニティー自体が本当に不便で本当に安

いたわけであります。できているということをある意味で教えていただ変な御努力で一つのコミュニティーというものが定していない環境なんですけれども、皆様方の大

今後、町ごと移っていくということについて町舎後、町ごと移っていくということについての裁量権、県や国との協議の在り方についての裁量権、県や国との協議の在り方についますけれども、この町ごとまとまって動くことにますけれども、この町ごとまとまって動くことについて町もります。

聞かせいただきたいというふうに思います。についてどのようにお考えなのかということをお話もされましたが、そこにおける地方議会の役割が原参考人には、多様な地域間の連携というお

大石参考人におかれましては、国の責任と自治大石参考人におかれましては、国の責任と自治が、大石参考人におかれました。そこの辺りはの緊急事態のお話もございました。そこの辺りは、国の責任と自治をお聞かせいただければと思っております。

○参考人(井戸川克隆君) ありがとうございます。町民の苦しみを何度もお聞きいただきましす。町民の苦しみを何度もお聞きいただきましす。町民の苦しみを何度もお聞きいただきましす。町民の苦しみを何度もお聞きいただきまし

ない現状であります。

出ました、一気に畳んでしまうということもいか

今、今後の町づくりということでおただしをい今、今後の町づくりということでおただきましたけれども、私どもは原発と一緒になって、裁量権全てをという意味ではございません、で、裁量権全てをという意味ではございません、で、裁量権全てをという意味ではございません、で、裁量権全てをという意味ではございません、で、裁量権全でをという意味ではございません、で、一様の町づくりということでおただしをいただきました。

が、一方、今東南アジアではインフラ整備を求め力発電所を再び輸出という考えもあるようですこの考え方というのは、やはり日本は今、原子

で申し上げております。

で申し上げております。

で申し上げております。

で申し上げております。

で申し上げております。

で申し上げております。

で申し上げております。

そこに町民を、産いただければという意味の裁量の拡大というさんというだろうかと、そんな考えもあって、私の考えを取り入れていただければという意味の裁量の拡大ということで申し上げております。

ます。

で、どうぞ御理解をいただきたいと思いのいない日本でおくわけにはいかないと考えておので、いつまでも正社員のいない日本で、納税者ので、いつまでも正社員のいない日本で、納税者

□参考人(牧原出君) 地方議会の役割という御質

ないかということでございます。していただきたいと、検討する意味があるのではいるのかということをやはりその議会の方が検討いるのかということをやはりその議会が、実際にその連携が行われている自治員の派遣とかいうような連携が行われている、様々な職していかということでございます。

それからもう一つは、今回、現在行われているのではないかと思います。とれからもう一つは、今回、現在行われていることを目で見ておく、あるいはそれを検討していることを目で見ておく、あるいはそれを検討していることを目で見ておく、あるいはそれを検討しておくということが全国の今の自治体の議会にやはおくということが全国の今の自治体の議会にやはり求められているのではないかと思います。それがらもう一つは、今回、現在行われている

○参考人(大石眞君) 簡潔に申し上げます。 国と自治体との協議の場といいますか、現行制 度でも一応そういうものは設けられている部分が の意見提出権というのもございますが、全体とし て憲法の目から見ると、地方自治法で六団体 大十三条から九十五条まででございまして、やっ がばり中身がどうもよく分からないというところが ございまして、それを地方自治法その他のもので がさいまして、それを地方自治法その他のもので

ことにももう一度立ち戻って考えていただいたら るいは基本方針をきちっと定めて、先ほど申しま う問題はございますけれども、そういう大枠をあ う協議の場を設ける、あれが常設的な組織、機関 どうかというふうに思います。 団体がやるべき、本来やるべき事柄はあるという たので、いや、そうではなくて、やっぱり大きな てきたわけですけれど、その面だけでございまし という、あるいは地域主権改革ということまで出 にすればいいんではないかと思いますが、現在で 面とを含めてうまく使い分けができるというよう したその補完性というのを積極的な面と消極的な 法の上で整理をし、どこまで憲法典に書くかとい し整理した形で、国と地方との関係という形で憲 けそういう財源の調整の問題とかを含めてもう少 ではないということもありますけれど、できるだ かもしれませんが、やはり常日ごろずっとそうい それは、憲法と憲法附属法の役割で一つはいい 要するに、地方自治というのは非常に大事だ

次に、 福島委員、どうぞ。

がとうございます ていることに、とりわけ感謝をいたします。あり 後も様々なところでも御意見をお聞かせいただい 井戸川参考人は、横浜アリーナでお会いし、その くださいましてありがとうございます。とりわけ お三方の参考人、本当に時間を割いて

うに思っております。何も問題は起きなかったん 問題が起きたということは何もなかったというふ 私は、今回、憲法に非常事態の規定がないから 大石参考人に二点お伺いをいたします。

取ってこなかった政治の責任だというふうに考え 発は安全だとやってきたためにしかるべき対応を 本理由は三月十一日前の原発推進策にあって、原 も被害を与えております。しかし、こうなった根 まず一点目は、原発震災は確かにひどい現在で

の被害を拡大したんではないか。 とは考えないんだと言ったことが三月十一日以降 部電力側証人として答弁をしております。つま そういうことを考えていたら原発はできないと中 護士の質問に対して、そんなことは考えないと、 ディーゼルが奪われた場合にどうなるかという弁 きに、浜岡原発の一審、静岡地裁で、非常用電気 班目原子力安全委員長は、東大教授であったと 原発は安全なので大丈夫なんだと、そんなこ

るということで、日本の原発には一つもフィル ら放射性物質が出ることはあり得ないんだから はしている。しかし、日本は、格納容器は完璧な フィルターなど付ける必要はない、コストが掛か 外部に出る放射性物質をできるだけ減らすように ンスなどではベントにフィルターが付いていて、 付けるべきだとなりましたが、ヨーロッパ、フラ んだからベントは要らない、ましてや格納容器か トがありませんでした。しかし、ベントはやはり 原発のベントですが、日本は元々ベン

> か、そういうところに問題があったのではないで 以降、その原発は安全だと言ったことを前提にと 十一日前の政治に責任があり、また、三月十一日 いうか、なかなか役所が頭の切替えが難しいと しょうか。 法にないから問題が起きているのではなく、三月 何が言いたいかというと、非常事態の宣言が憲

| るなど、両院制であるけれども、合理的で必要な ということにあるのではないかというふうに考え 例えば委員長提案で成立し、すぐ本会議で採決す ことを確認をし合いました。 もしばらくはやらなくても全力で協力するという が集められて、質問主意書を出すのは自粛、国会 と、国会も含めて、的確にやらなければならない 解できますが、国会でも、非常に必要な法律は、 に法律が成立しないとお思いになることは大変理 ております。現に、十一日の夜六時に全ての党首 立法はすぐさまというか、成立できる状況にある つまり、今回震災で浮かび上がった問題点 一点目は、確かに二院制で国会ですぐさま迅速 的確な判断や的確な立法を私たち政治が行政 緊急事態のことが憲法にないから問題ではな

るというふうには思っておりません。そのことに がやることは十分可能で、二院制だから問題があ ついていかがでしょうか。 私は、その必要な立法を作るということを国会

おっしゃったこともそのことにつながると思いま します。井戸川町長が、双葉郡民は国民ですかと にこそ日本国憲法をという意見を本当にお聞きを と、十三条、幸福追求権の実現をこそと、被災地 最後に、井戸川参考人にお聞きをいたします。 被災地に行きますと、憲法二十五条、生存権

お願いいたします。 会、二月十六日の意見書についての御意見を一言 それで、この被災者保護法案の日本弁護士連合

お願いいたします。 〇会長(小坂憲次君) それでは、 大石参考人から

○参考人(大石眞君) 先生のおっしゃるとおりで

みしないんです。 を直ちに設けるべきだという議論には私は全くく ですよね。ですから、その意味での緊急事態条項 国家緊急事態のような事態では今回は全然ないん ございまして、別のところでも述べたんですが、

も重要じゃないかということを申し上げたわけで 想定外と言っちゃいけないんだということをおっ ういう意味での想定を最初からしているわけです に、そういう事故が起こるはずがないという、そ う話では全然ないので、私の考えたことは、まさ の制限を全部網掛け式にやらなきゃいけないとい す。 ぐ機動的に動けるような体制を確保しておくこと しゃるんでしたら、やっぱり何かあったときにす ね。しかし、そうでない場合があるでしょうと、 しくさっき先生がおっしゃったとおり、要する に述べましたように、本当に国家緊急事態で各種 そこは誤解をしないでいただきたいのは、冒頭

とは承知しておりますけれど、そのこと自体は、 それが迅速な決定ができなかった、あるいは遅 でして、だって、中央の国会なり内閣なりの中央 えるべきだと思っております。 かったという点のいろいろな各種の批判があるこ 家緊急権を発動するような話では今回全然ないの 先生のおっしゃるとおり、やっぱり切り分けて考 政府機能はちゃんと機能していたわけですから、 ですから、固有の意味での国家緊急事態とか国

おくことが大事ではないかと思います。 に、やはりそれなりの、想定外ということを言っ うのは外から攻められたことを考える、そうでは 単なる地震だけじゃなくて、従来は緊急事態とい な場合も念頭に置いた仕組みというのを構築して ないこともいろいろ様々あり得るので、その場合 ではいけないという前提に立つなら、その例外的 ただ、ここで大震災を機縁にしてというのは、

と、立法の働きについても少し再検討をお願いす ならいいんですが、そうでなくて、なかなかいろ いろなところで障害があるということになります その意味で、二院制、両院制がうまく機能する

ございます。 る方がよろしいのかなというふうに思った次第で

以上です。

│○参考人(井戸川克隆君)

できます。 像は知りませんが、部分部分になると少しは話が

去に私はしております。 ということで指摘は口頭でしておきました。煙突 性物質がなぜフィルターでこしたやつを測るんだ 生ガスをフィルターを通して、そのフィルターを 手前にフィルターを付けていると。そうすると、 ターについて私も思いを述べたいと思います。 と、そうしなかったら、空気中に放出される放射 な何か手の込んだことをやって、これはおかしい 通した空気をサンプリング調査をするというよう ね、空気を取っている、そのサンプリングを取る しておりました、なぜフィルターを付けないんだ にフィルターないことはおかしいという指摘は過 だろうと。このフィルターは外せ、生ガスを測れ 一つ、聞かれなかったんですが、煙突のフィル いや、フィルターは付いていますと言ったの 煙突からサンプリングを取っているんです

中であの細かい技術的な細部にわたって検討は私 と、そんなふうに考えております。 ときには的確な処分をするべきではないだろうか たすことを監視されて、責任のないことをやった うことですが、これは大変恐縮ですが、お忙しい ば、やはり責任ある方がしっかりとその責任を果 は不可能に近いんではないだろうかと。であれ もう一つ、的確な判断を国会の場でされるとい

いものだというふうに評価しております。是非、 者の援護のための特別立法制定に関する意見書、 たいと。この中身をずっと見ますと、今日資料に ません。この福島の復興再生と福島原発事故被害 付けておりますけれども、 これは私ども双葉郡の首長もそれぞれ大変有り難 先ほど意見書について、私の考えだけではあり ほとんど私どもが今後

いしたいと思っております。うに考えておりますので、これは是非成立をお願安心して生活できるんではないかなと、そんなふ

○会長(小坂憲次君) 次に、舛添委員、お願いし○会長(小坂憲次君) 次に、舛添委員、お願いし○福島みずほ君 ありがとうございました。

**○舛添要一君** 今日は、三人の参考人の方、あり

井戸川町長さんはもう現場で大変御苦労なさっ 大に率先して情報を取ろうとしたとおっしゃいまかから、そんなのなら法律がない方がいいんじゃなか分からないんだということをおっしゃる、それから、そんなのなら法律がない方がいいんじゃながかということもおっしゃった、行信じていいます。今注では、1000円間では、10000円間では、1000円間では、1000円間では、1000円間では、1000円間では、1000円間では、1000円間では、10000円間では、10000円間では、1000円間では、1000円間では、1000円間では、1000円間では、1000円間では、1000円間では、1000円間では、10

と思っています。

私は、実はここに全ての問題が凝縮していると
思っていますし、我々が国会議員としてこれから
思っていますし、我々が国会議員としてこれから

今回何が悪かったかといったら、大震災もこのをどう位置付けるかと。

たけれども、今のようなメディアの発達した社会これはマスメディア、牧原さんもおっしゃいましのようなマスメディアの発達した社会において、私の結論を言うと、危機であればあるほど、今

がよくできると確信をしているんです。では、情報公開をやる、やればやるほど危機管理

そこで、憲法学的に言うと、大石先生がるる御でいうことは問題でないということをおっしゃったいうことは問題であれば解と財源をどうするかと。当たり前のことない、いろんな諸外国の例がある。福島委員は、そか、いろんな諸外国の例がある。福島委員は、そか、いろんな諸外国の例がある。福島委員は、それなの国会がやればいいんで、仕組みどうであれたなの国会がやればいいんで、仕組みどうであれた。

問題は権限です。その権限の中に、普通、私たちの今までの憲法学的な頭からいうと、敵が攻めちの今までの憲法学的な頭からいうと、敵が攻めちの今までの憲法学的な頭からいうと、敵が攻めちの今までの大きた、軍事機密であると、こんなものを知らせと。つまり、知る権利を抑えるための権限を付与してくれの知る権利を抑えるための権限を付与してくれの知る権利を出させるという権限を誰かに与えないと国情報を出させるという権限を誰かに与えないと国が駄目になる。それはこの過去一年間の例を見ても分かるんで。も分かるし、その前の例を見ても分かるんで。

ですから、情報公開ということを緊急事態における権限の中で、私は裏面から言っているんですけれども、実は、そういうことを憲法上規定する、危機であればあるほど情報を公開するというる、危機であればあるほど情報を公開するといううそれこそ、民主党政権下で不幸にもこういう原発事故が起こりましたけれども、それはいろんな中で検証しようということを緊急事態におすから。

すから、お答えいただければと思います。と思いますので、お三方に簡潔に、印象で結構でかどうなのか、これ問題提起として申し上げたいかどうなのか、これ問題提起として申し上げたいかだうなのか、これ同僚の皆さん方とも是非今後議論だから、これ同僚の皆さん方とも是非今後議論

うんですよね。

その上で、ともかく正確な情報だということを

かいうときに た。 | **○参考人(井戸川克隆君)**| 情報公開と言われました生がるる御 | らお願いいたします。

考えるということですけれども、私も、それは本考えるということですけれども、私も、それはいい育っております。私も少しは情報処理できるつと思っております。で、今回は情報の管理の仕方はもりでありますので、今回は情報処理できるつと思っております。私も少しは情報処理できるつとれぞれの地域というのはそれぞれのプロが

というのがどうしてそれ当然に分かるのか。です 正しい情報が公開されるということは大前提でご とがありますけれども、情報公開というときに、 り昔から流言飛語とか今風評被害というようなこ ろがございます。それはなぜかというと、やっぱ いまして、半分は賛成、半分は賛成しかねるとこ ○参考人(大石眞君) なかなか難しい問題でござ 常に重要だと思っております。 ディアによる情報の在り方というものを考えて政 考えるということですけれども、私も、それは本 治というものを考えていく必要が、これからは非 当に必要ではないか、とりわけこの新しいマスメ のではないかということは考えざるを得ないと思 と、やはりちょっとその他の面で困ることがある から、アプリオリに情報公開だけを主張します ざいますけれども、何が正しいのか、正確なのか

所間、原子力発電 ○会長(小坂憲次君) 次に、姫井委員の質問をおいたと思います。 ね。もう少し勉強してみたいと思います。 ただ、どの程度それを憲法で書くのかというなら情報公開して のはなかなか技術的に難しいところがございますなら情報公開して のはなかなか技術的に難しいところがございますなら情報公開して のはなかなか技術的に難しいところがございますなら情報公開して のはなかなか技術的に難しいところがございますなら情報公開して のはなかなか技術的に難しいところがございますが、必称系先生おっしゃる

〇会長(小坂憲次君) 次に、姫井委員の質問をお願いします。

事前の資料にもございました、立法緊急状態及び非常事態法の文献に非常事態を克服するためので非常事態法の文献に非常事態を克服するためのも真価を発揮すべきものと言われました。今回のも真価を発揮すべきものと言われました。今回のち真価を発揮すべきものと言われました。今回のち真価を発揮すべきものと言われました。今回のち真価を発揮すべきものと言われました。本

事態と国家緊急事態とは基本的には別と考えている。大石家等人から言われましたように、ドイツには自然災害などによる内的緊急事態に分けて詳しく論じられております。もちろん、今回の三・一一緊急にような有事に関する規定がありません。先ほども大石参考人から言われまして、国家緊急権といったような有事に関する規定がありません。先ほども大石参考人から言われまして、国家緊急権といったように、アメリカと比べまして、国家緊急権といった。

も、何らかの形でこの憲法を生かしていけないかも、何らかの形でこの憲法を生かしていけないかも、何らかの形でこの憲法を生かしていけないないというふうなことをお伺いしたいと思います。ということで、制度改正等のいろんな仕組みが必ということで、制度改正等のいろんな仕組みが必ということで、制度改正等のいろんな仕組みが必ということで、制度改正等のいろんな仕組みが必ということをおっしゃいました。

戸川参考人、大石参考人の順で順次お願い申し上 事に本当に使える法、制度、 〇会長(小坂憲次君) それでは、牧原参考人、井 されるかということをお伺いしたいと思います。 うでなければどういう仕組みというものを必要と れはちょっと具体的過ぎますけれども、また、そ もし明記するとすればどういったふうに明記、こ 上明記するということをどう思うかということ、 らないと思っております。こういったことを憲法 めまして、三人の皆様に、何よりも大切なのは有 言われておりますけれども、こういったことを含 する非常事態対処会議を置くというようなことも 害等に備えて、平時から内閣に総理大臣を議長と 国の武力攻撃だけでなく、大規模テロや大規模災 日に提出された非常事態対処基本法案では、 おりますが、その中の一つ、平成十五年四月十七 国会において日本一新十一基本法案を提出されて かつて小沢一郎衆議院議員が第百五十六回通常 仕組みでなければな 我が

○参考人(牧原出君) 非常事態といいますか、その参考人(牧原出君) 非常事態といいますか、それで見えてくると思います。これと、いわいう作業を、かなり地道な作業から入っていく必いう作業を、かなり地道な作業から入っていく必いう作業を、かなり地道な作業から入っていく必いった。まずそういう初動が可能かと思います。これと、いわめる有事ですね、安全保障上の有事とかあるいはかなり別にして考えていった方というものはかなり別にして考えていった方というものはかなり別にして考えていった方というものはかなり別にして考えていった方というによりである。

す。がいいのではないかというふうに考えておりま

| りませんけれども、これを延々と積み立てていっ ということで、これは次の災害いつ起こるか分か あるいは五%程度災害対応の基金を造成していき きませんが、一部として、 ます。 叱られない対策をしましょうという話をしており のはやっぱりその直属の長であるということで、 うにしております。何だかんだ言っても叱られる この話は、関係市町村の長の方とよく話をするよ のをまず自らつくろうということを始めました。 たいと考えております。二十四年度から始めまし ○参考人(井戸川克隆君) た。それは、規則、条例も作って、専決で使える て、初期対応の資金、初期対応に使えるようなも 毎年、予算の中に一割 まだまだ反省まではい

とうしくお願いします。 で、この辺の議論もしていただいて、私どもが、 で、この辺の議論もしていただいて、私どもが、 で、この辺の議論もしていただいて、私どもが、 をいただきたいと思います。

にはこういうルールでいきましょうというのをむ 祉の言葉一点では説明ができないんですね。です を確保すると、さらには権力性をある程度出せる をつくるとすれば、総合性があるということと分 場がないんですが、何とかそれを、ですからカ がない方がいいと言われると私どもはちょっと立 〇参考人(大石眞君) 今おっしゃったように、 しろ分かりやすく最初から書き込むという方がや から、それをきちっと明確化して、非常時の場合 ていろんな仕組みをそろえるというのは公共の福 イツで考えられているような、言わば段階を追っ うことだけで一点でいくものですから、例えばド れが憲法の条文ですとどうしても公共の福祉とい ような仕組みじゃないといけないわけでして、そ ますが、今の御質問でいきますと、いろんなもの バーするようなことを考えなきゃいけないと思い かりやすさということと、機敏、要するに機動性

ります。 ります。

もちろん、この憲法の制定当初、GHQとの間では、いや、そんなものは必要でないと言われでは、いや、そんなものは必要でないと言われて、なぜかと聞いたら、いや、それは委任立法で大が見ったがですが、日本には内閣の緊急権という、権限を行使するという考え方はの緊急権という、権限を行使するという考え方はで、さっきもちょっと出ましたけれども、両院制で支障はないということですと、委任立法を大幅で、さっきもちょっと出ましたけれども、両院制で支障はないということですと、委任立法を大幅で、さっきもちょっと出ましたけれども、両院制で支障はないということですと、委任立法を大幅で、さっきもちょっと出ました。

即座に対応することができるように、最初から ないというふうに思いますね。 関連に対応することができるように、最初から ないさい 時間的な制約もあるというふうなことが、様々な制約掛かりますので、やはりなかなが、様々な制約掛かりますので、やはりなかなが、様々な制約掛かりますので、やはりなからが、様々な制約掛かりますので、やはりなからが、様々な制約掛かりますので、やはりなからが、様々な制約掛かりますので、やはりなからないというふうに思いますね。

○会長(小坂憲次君) ありがとうございました。 ○会長(小坂憲次君) ありがとうございます。 で、定刻終了いたしたいと存じます。全員の指名で、定刻終了いたしたいと存じます。全員の指名で、定利終了いたしたいと存じますが、三時三十 残り三名の質問要求がございますが、三時三十

| ○松井孝治君 | 松井でございます。御指名ありがそれでは、松井委員。

で、また大変な状況の中で御出席いただきました

三人の参考人の皆様方には、本当にお忙しい中

きたいと思います。
一今、会長からの趣旨もございますので、三人の一参考人の皆さんに御質問したいところですが、大石先生に限って私の方から御質問をさせていただい。会長からの趣旨もございますので、三人の

きめて御質問をしたいと思います。 及しておられないということですが、そこら辺も 御説明の中では憲法附属法については直接的に言 御説明の中では憲法附属法については直接的に言 ないは非常時と平常時の特性の違いという 大石先生の方から、政治権力の多元化、一元

憲法七十二条に内閣総理大臣の職務という規定を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、」、その後ですが、「並びに行政という規定があって、「内閣総理大臣は、内閣を代表して議を指揮監督する。」という規定があって、こ内閣法の六条には、それを受けて、「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政を部を指揮監督する。」という規定があって、こということはもう釈迦に説法でございます。ということはもう釈迦に説法でございます。

| うな憲法周辺法の規定の在り方についてどのよう | あるいは緊急事態において、この内閣法六条のよ 分担管理原則ということも相まって、縦割り行政 基づいて総理大臣がリーダーシップを発揮する。 多元化といいましょうか、総理大臣自身の専権で ないかと思うんですが、この点について、 別として、しかし傾向として、なかなか緊急時の 六条を文字どおり本当にどこまでやっているかは 各大臣の部下に直接指揮命令をするということは はなくて、それは閣議という場で決定した方針に 対応の難しさ、あるいは同じ内閣法の三条にある おける対応において、それは文言どおり、内閣法 時はいいと思うんですけれども、こういう非常時 にお考えになられるか。 スピードに欠けるということになっているんでは の弊害、あるいは意思決定、あるいは指揮命令の できないという状況で、これがなかなか緊急時に ここがまさに平時の、ある意味では政治権力の

は、内閣法六条というものについては柔軟に場合緊急時の準則適合性という意味においては、私ございましたが、では、そういう平時ではなくて、それと併せて、先ほど舛添委員の方からお話が

ば官邸主導で判断した、それがどういう経過で判 が合理的な情報公開が必要だというふうに考える 断をしたのか、どういう理由でやったのか、そこ 求められると思うんです。ですから、今回も例え 場合には、それについての説明責任というものが 見解を賜りたいと思います。 わけですが、その点も含めまして大石参考人の御 かずに内閣総理大臣がリーダーシップを発揮した そういう場合、閣議にかけて決定した方針に基づ によっては改正をする。しかしながら、他方で、

〇参考人(大石眞君) 難しいところでございまし いうのは議論のあるところでございます。 従来から憲法七十二条と内閣法六条の関係と

ども、そうではなくて、その内閣の下にある行政 係ですから内閣を代表してになるんでしょうけれ そうなんですよね。現にそういう学説もありま くして、直接指揮監督できるというふうにも読め にかけて決定した方針に基づいてということはな います。すなわち、総理大臣は、要するに、閣議 に係るのはやっぱりおかしいという考え方もござ 各部ですから、内閣を代表してという文言がそこ ですが、しかし、国会との関係では言わば対外関 したのが内閣法六条だということになっているん 十二条の文言というのは、もうそのまま言わば表 現在の通説的な説明ですと、要するに、憲法七

の限りで、緊急時における対応はそれで十分でき 裁はされました。そうだとすれば、最高裁の判決 はないんだということを最初から書いてあるんで たけれども、その当時の法制局の公式見解でも、 るというふうに考えております。 もできるというところまで踏み込んだ解釈を最高 すよ。それを更にロッキード事件の最高裁判決 想定問答を見ましても、要するに明確に一々必要 いろいろ議論があったということは私も調べまし おっしゃったように、内閣法六条を作るときに 明示的なことに反しない限りはいろんな指示

ころでございますが、おっしゃったように、 附属法として何を考えるかというのは難しいと 緊急

> 一も存知しておりますけれども、やはりその点のき ちっとやっていただきたいし、正確な情報をいち 点で甚だ遺憾な事実があったというのは報道で私 ることということが非常に大事なんですが、その 正確に集められること、ちゃんと議事録も取られ 非常に大事でして、そのためにはいろんな情報が 任ある追及をしなきゃいけないと。その監視の 早く公開するということはもちろん妥当な、 場、コントロールの場をきちんと確保することは ちっとした、その意味での情報管理というのはき に。その代わり、その責任ある決定に対しては責 時には誰かに任せると、機動性を発揮するため なことだと思います。 至当

〇会長(小坂憲次君) 宇都委員、お願いします。 〇宇都隆史君 会長、ありがとうございます。 自民党の宇都隆史です。

のネガリスト化と、その場合の権力の統制手段を して二点だけ質問させていただきます。 まず一点目は、憲法に書き込む緊急条項、これ 私、大石参考人に、申し訳ございません、 、限定

分だけするような工夫が必要なのではないかとい くて、ある意味、ネガティブリスト化をそこの部 それを統制する手段、つまり法治性の確保という 時的な権力の集中というのが生じるわけですが、 お考えになるかという点と、その場合、非常に一 うのが私の考えですが、それに対してどのように んですが、その場合、想定外をつくらないという で書き込むべきだということに対しては大賛成な 現行憲法が緊急状態を規定していないということ どうするかという点です。先ほど来ありました、 憲法学の観点から教えてください。 のをどういうふうな手段で取れるのかというのを 意味では、現行のようなポジティブリストではな

す。先生のお書きになったのを読まれると、我が しっかりなっているのかと。議会における最大議 たということですが、厳密に言うと三権分立に 国は戦後、立法国家型の議会制国家づくりを進め 二点目に関しては、権力分立の原理についてで

かに勝っているわけですよね。

て閣法という形で法律を通していくという意味で 席を取った与党がそのまま行政府、内閣を組織し だきたいと思います。 ですが、この件も憲法学上の観点から御指導いた 力の分散型になっていないのではないかと思うん は、立法府と行政府の結び付きが極めて強い、権

とれるということが大事なものですから、これこ 〇参考人(大石眞君) 憲法に書くときにどういう はそのとおりだろうと思いますね。その代わり、 れしかやれないという書き方はできないと、それ ふうに書くかというのは難しい問題でございます 理想的な形になるんじゃないかと思いますね。 コントロールする面というのが両方相併せてその 事で、やっぱりその権力を行使する面としっかり の追及の場に立ってもらうということが非常に大 そのとったことについては事後的にきちっと責任 が、やはり、おっしゃったように、必要な措置を

三権分立と見るかということは、アメリカ型を理 限りではそれは融合なんですが、その方が統治機 の下に内閣が活動するというタイプの議院内閣制 国はそうでなくて、要するに、議会多数派の信任 力を行使するというふうになるんですが、一般の 想とすると、それぞれ独立に選ばれて、独立に権 の学者、イギリスの学者の議論を聞いていても説 を示すわけですから。ですから、そこはアメリカ おっしゃるとおり、議会と政府とがある種の融合 なら、その方が政策の推進力という意味でははる れども、それをおけば、議会多数派が政府を握る 府の問題があります、二院制の問題がありますけ 型の分断政府にならないわけですから、まあ立法 ない、融合ではないかと言われると、いや、その を取っておりますので、それが全て権力分立では が分かれるのでして、どういうものを権力分立、 そ議院内閣制は三権分立じゃないわけですよね。 型の大統領制こそ三権分立だと考えるなら、およ 構としては動きやすい。場合によってはアメリカ もなかなか難しい議論がございまして、アメリカ その三権分立の話でございますけれども、そこ

> ○会長(小坂憲次君) いんではないかというふうに考えております。 ですから、その点は余り私は気にすることはな 山谷委員。

党、山谷えり子でございます。 ○山谷えり子君 最後になりました、自由民主

した。 長い時間、参考人の皆様、 ありがとうございま

ろも追われてしまった。放射能のために学校も病 べられないと断られましたよ。我々は被曝までさ査をしてもらえますかとお願いしたら、いや、調 院も職場も全て奪われて崩壊しているのです。私 全だと言ってきた結果がこれで、我々は住むとこ の連絡もなかったと。それから、国、東電は、止 もないという。本当に重い発言だと思います。 せられているが、その対策もないし、明確な検査 の前、東京のある病院に被曝しているので血液検 は脱毛していますし、毎日鼻血が出ています。こ める、冷やす、閉じ込めると言い張って絶対に安 仙台方面に逃げていますよと。あるいは、ベント データは来ていません。あの情報が入っていたら ていなかった。今もって双葉町はSPEEDIの らせて、国民にはSPEEDIのデータを提供し 国は、アメリカにSPEEDIのデータを先に知 葉郡民は国民だと思っていますかと聞いたけど、 を言っていらっしゃいます。私は、野田首相に双 井戸川町長が雑誌のインタビューでこんなこと

いんではないかというふうに思います。 らないんじゃないか、精査し直さなければならな 求権と憲法第二十五条の生存権というこの条文 が、もう全く違う角度で私は読み直さなければな 当に今問題提起されました憲法第十三条の幸福追 ニューではないということなども含めまして、本 福島県民の健診も十分に納得のいく検査メ

| なままほったらかされていたと、この十三条と二 て初めて服用できるというような、非常に不十分 いろな、沃素剤一つ取っても国、県の指示があっ したら、こんなに情報公開がなくて、しかもいろ 十五条、幸福追求権と生存権が妨げられているの フランスの原発関係のジャーナリストに聞きま

ちょっと改めてコメントをお願いしたいと思いま ではないか。 井戸川参考人、

のような解釈、今回変わったか変わられなかった か、その辺をお話しくださればと思います。 主義あるいは具体的な請求権といった視点からど 学校でいつも習う条文ですよね。この条文が福祉 上及び増進に努めなければならない。」、これもう について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向 を営む権利を有する。 けて、例えば生存権の二十五条、具体的には、 「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活 また、大石参考人には、そうした問題提起を受 国は、すべての生活部面

席いただいて結構でございます。大石参考人から 間がございますので、御答弁をいただいたら御退 お願いいたします。 〇会長(小坂憲次君) それでは、大石参考人の時

更することはありませんでした。 ものですから考えがまだまとまっていませんが。 んぼ返りしなきゃなりません。といいましても、 ルの授業が六時半ごろからあるものですから、と 幹線の時刻がございまして、その後、ロースクー ○参考人(大石眞君) ありがとうございます。新 二番目に答えればいいと思って今私メモしていた 十三条、二十五条の解釈について、特に私、 変

脅かされるような事態に至ったということは、も ということで、実体的な要件からいっても、自由 ので、人らしい生活を送るために最大限尊重する ついては最大限尊重するということがございます ですよね。だけど、請求権とかあるいは参政権に らしい生活を保障するということにつながるわけ で、つまりは最大の自由を保障するというのが人 う大変気の毒ですが。十三条から導かれること 事態は今までなかった。初めてですから、生命が すよ、でも、集団的に生命まで脅かされるという 要するに生命まで脅かされる、個別的にはありま つまり、十三条の読み方によりますけれども、 自由についてはやっぱり最小限の権力行使 請求権は最大限に保障するという十

う話じゃなくて、やっぱり国政全体についてそれ とでございまして、単に行政手続で適正手続とい 速にいち早く伝えるということが非常に大事なこ けでありまして、これは余り議論されていません に手続面からいきますと、十三条は要するに個人 は言えると思いますね。 やはり先ほどから出ているような正確な情報を迅 としての尊重を図るための手続を要求しているわ 三条の趣旨は全く変わらないと思いますし、さら それなりの手続をきちっと整えるためには、

五条というのは今まで以上の価値を持つように思 うようになりました。 ですから、その意味でも、十三条あるいは二十

以上です。

書いているものですから、済みません。 ○参考人(井戸川克隆君) いろんなところで物を

との信頼関係が一番大切だというふうに私は常日 という約束の下に誘致したことはないと、私の親 おります。したがって、何事も最終的には人と人 に誘致したことはあり得ないというふうに考えて たちがですね、誘致するに当たっては事故を前提 があります。そういう歴史の中で、事故を起こす が、今まで原子力発電所を許してきたということ ごろ考えております。 いろいろ信頼関係というものがあって、立地

でございますので、そういうことよりも、おそれ 責務だと私は考えております。もう本当に後から り国家あるいは国民をつかさどる権限を持つ方の 題を起こさせない対策を、対応をすることがやは があるということ、安心をさせるよりも、まず問 思いをしております。 私は身震いするぐらい残念でなりません。悔しい でしたというコメントも聞きますが、そのたびに いろいろ、あのときは何かのために発表しません ん、そう言われてもですね。全く分からないわけ 直ちに健康に影響がない、これは分かりませ

した。

〇会長(小坂憲次君) どうもありがとうございま

おける住民は、放射能における危険、 士という資格持っているのも相当いますので、 先ほどもお答えしましたけれども、私の地域に 放射線管理 常

| ります。しかし、事故後の放射能の管理のことは | 日ごろ、事故前の放射能の管理の仕方も知ってお 当時そういう状況の下に調べたんですかというこ ですかと聞いたら、発症事例がありませんと言わ がって、発症しないという言葉は、我々にとって 聞きましたらば、答えられませんでした。した せんと言いました。よくそれは探したんですか、 シーベルトの安全について議論しました。大丈夫 が来られたときに、十ミリシーベルト、二十ミリ たんたる状況に放置されておるわけです。 図を見ていただきましたけれども、あのような惨 マニュアルにも何にもなくて、非常に、先ほど地 類、今回の事故と長崎、広島と全く同じですかと とを聞いて、その後、放射線の種類、放射能の種 れました。長崎、広島でそのような事例がありま これはちょっと余談になりますが、国のお役人

不用意に被曝をさせてしまったんです。 おりますが、悔しい思いをしております。 については私は、浪江町長さんも同じ思いをして 情報を出すべきだと思います。出さなかったこと くても正しくなくても我々は自己判断できます。 は何ら安心させる言葉ではありません。 したがって、このようなことで、我々は、正し 町民を

いことを御理解いただきたいと思います。 五条に満足しているような状態には置かれていな たそうです。これが実態であります。 です。そうしたら、やらないでくださいと言われ 町民が申入れしたらば、福島医大に確認したそう このようなことで、我々は十三条あるいは二十 それから、被曝検査については、どこかで我が

を終了いたします。 刻も参りましたので、 御発言の希望もあるとは存じますが、予定の時 以上で参考人に対する質疑

この際、一言申し上げます。

りがとうございました。審査会を代表いたしまし 参考人には、貴重な御意見を賜りまして、誠にあ 本日は、井戸川参考人、牧原参考人そして大石

いたします て厚く御礼を申し上げます。 本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会 午後三時三十分散会

四月十三日本審査会に左の案件が付託された。 、憲法九条改悪反対に関する請願(第八三五 号

憲法九条改悪反対に関する請願 第八三五号 平成二十四年四月四日受理

請 願者 神奈川県海老名市さつき町一ノ一 〇ノ二〇二 松本正幸 外三百

一み出す法的手段を与えるものである。 日米軍と自衛隊の存在・強化を容認する第九条解 | 重要であることを改めて明示するものである。在 に行われる現地での自爆テロに見られるような泥 延坪島砲撃などに対応して、日本の武力を強化す は、自衛隊が海外で米軍に協力する武力行使に踏 釈改憲に加えてなお明文改憲をしようとするの 法第九条の思想に依拠する平和外交徹底実践こそ 沼状態である。このことは、武力による威嚇や行 アフガン戦争(二〇〇一年~)は、ほぼ毎日のよう べきとの意見がある。しかし、アメリカが始めた 使が国際紛争解決手段にならないこと、つまり憲 尖閣諸島をめぐる中国との紛争、北朝鮮の韓国 田村 智子君

ついては、次の事項について実現を図られた

憲法第九条の改悪に反対すること。

平成二十四年五月十一日印刷

参議院事務局